



EAA
NOZOMI Collection
No.1

前野清太朗
初期植民地台湾における「漢文」と統治

東京大学東アジア藝文書院



EAA
NOZOMI Collection
No.1

前野清太郎
初期植民地台湾における「漢文」と統治

東京大学東アジア藝文書院

発刊の辞

田中有紀（東アジア藝文書院）

「EAA NOZOMI Collection」は、東アジア藝文書院（EAA）で活動する助教・特任研究員をはじめとする若手研究者が単独で執筆するブックレットシリーズである。

EAA に私が参画するようになったのは、第1期の途中からである。様々な研究会を企画し、日々議論を積み重ねるメンバーの様子は生き活きとしており、とても新鮮であった。私自身もシンポジウム等を企画し、充実した時を過ごすことが出来た。しかし、改めて私たちが作り出す「新しい学問」とは何なのかということを見ると、よくわからなかった。また、何がEAAらしいのかと問われたとしても、はっきりとは答えられない。EAAで活動しながら、そのようなもどかしさが、ずっと消えなかったのである。

ところが、若手研究者たちが企画した研究会に出てみると、参加者の報告内容や、ディスカッションでの発言が、私たちが共有する何らかの「問い」を常に前提としているように感じることもある。ある参加者が発言した内容は、この前のシンポジウムで焦点となった問題をふまえているし、また別の参加者は、自身が参加する他の研究会での議論を念頭に置きながら、さらに話題を膨らませている。いま「EAAらしい」「新しい学問」ということを考えた時に、私が思い浮かぶのは、ここに所属する研究者ひとりひとりの顔である。ともに活動する時間と空間とを共有することで、それぞれがどのような「問い」を抱え、未来へどのような「のぞみ」を見出そうとしているのか、お互いのことがだんだんとよくわかるようになり、その距離が少しずつ近づいていったように思う。それと同時に、形としては残らない、まだぼんやりとしているのだけれども、ここにいるメンバーの多くが共有しているような「問い」が、確実に存在しているのだ。そして、その「問い」を深化さ

せ、危機の時代において明日の光となるような「のぞみ」を創り出すことも、私たちが共有する思いであろう。

それぞれの「のぞみ」、そして私たちが共有する「のぞみ」を、いま何らかの形で書き残しておきたい。残す手段にも色々あるが、敢えてモノグラフという形式で残そうと決めた。EAAの活動を通して得たことが、自身の研究の中で、自らの問題として引き受けたテーマの中で、どのように還元されていくのかを書き残しておく。それは、未来の自分への手紙でもある。そして、数年後、あるいは数十年後に「のぞみ」を开花させていく中で、この時、この場で考えた様々なことの「新しさ」に、気づくことができるのではないだろうか。

目次

発刊の辞 田中有紀…………… ii

はじめに——見られる帝国と「漢文」……………1

1. 日本、準備なき統治者……………4

1.1 清朝統治末期の台湾社会……………4

1.2 未知からの統治の出現……………5

1.3 応急措置的な「間接統治」の実施……………7

1.4 統治させながら調査する、調査させつつ統治する……………11

2. 漢文地方志とその立場……………15

2.1 伝統的地誌〈地方志〉の編纂活動……………15

2.2 日本統治期編纂の漢文・和文地方志……………17

2.3 「序」「凡例」と編纂者たちの主張……………21

2.4 地方志編纂と「風俗」……………24

2.5 漢文地方志から和文地方志へ……………27

3. 「漢文」的台湾統治の模索と消滅……………33

3.1 「漢文」行政の日本統治下における継続……………33

3.2 児玉・後藤体制下の権力の地域浸透……………39

3.3 新たな「漢文」的社会領域の出現……………42

3.4 公的領域から「漢文」の消失……………45

4. 結 論……………51

4.1 「漢文」使用と統治形態の変容……………51

4.2 記述・記録をめぐる未来……………52

参考文献……………55

あとがき……………59

初期植民地台湾における 「漢文」と統治

はじめに——見られる帝国と「漢文」

『オリエンタリズム』以降のポストコロニアル理論は、統治者が被統治者を一方的に（劣った存在として）表象することで、西欧と非西欧の間の力関係を再生産するメカニズムを批判してきた（たとえば Said（1993）など）。コロニアリズム全盛の時代にあつて近代日本は西欧から「オリエン特」や「未開」たる他者として見られ、表象されながら、どちらかといえば自らと類似性をもつ東アジア圏に帝国として拡張することを選んだ。他方で未熟な近代国家であつた日本は西欧のみならず、文化的な先達たる中華世界からも見られ、表象され続けていた（小熊 1998；陳 2001 など）。西欧と中華世界から同時に見られる存在としての歪みが顕在化したのが、日本による台湾植民地統治の開始であつた。当時の日本にとって、異民族社会である台湾の統治を首尾よくなしうるかは、近代化＝文明化の程度をはかる試金石に他ならなかつた。ただし、新たな統治対象＝被統治者となつた台湾の社会に住まう人々と、日本の統治者たちとは、身体の外見的類似もさることながら、言語面・思想面における「漢文」を介した類似性を備えていた。言語的にも思想的にも自己と深く結びつた「漢文」を、近代日本は自らと異質な「未開」の慣行・慣習に属するものとして単純に取り扱うことはできなかつた。とはいえ「漢文」が中華世界に由来することの明らかである以上、それをを用い続けることは、被統治者が統治者よりも巧みに共通言語を操ることができるとの顛

倒した事態をまねく危険性をつねにはらんでいた。これは先に述べたような統治者による表象の一方向性を突き崩し、ひいては植民地統治の力関係をゆるがしかねない危険性であった。

そもそも「漢文」とは何か。狭義における「漢文」は、中国古典文あるいは正則漢文・純漢文といわれ、中国古典の文章にみられる表記・語彙・文法を模倣して使用される書記言語をいう（峰岸 1986, pp.9-14；齋藤 2007, p.15；陳 2012, p.27）。一方、広義にいう「漢文」は、日本の漢文訓読体や変体漢文に類する東アジア各地の派生的な書記言語、あるいは漢文的な思考の枠組み（漢文脈）までを包含する（齋藤 2007, pp.13-17）。広義の「漢文」的なものは、言語面において漢文訓読体から派生した文語体、思想面において『教育勅語』に代表される儒教的徳目として近代日本の体制と深く結びついていた（齋藤 2007, p.223）。日本において「漢文」から漢文訓読体や変体漢文といった派生的な書記言語が生まれたのと同様に、中華世界の内部においても「漢文」は派生形を生み出していった。たとえば、話される音声言語（白話）^{はくわ}から書記言語たる「漢文」が乖離していくにつれて、方言や俗語等の音声言語を記録するための白話文が生まれた。あくまで方言・俗語たる白話文は近代に至るまで公的な文体となることはできなかった。だが、古典の模倣たることを存在基盤とする狭義の「漢文」（正則漢文）は、公的な文体でありながら次第に現実の複雑な行政実務には適さないものとなっていった。そこで送付先の部署の序列や件名・引用の方式など行政実務の必要に応じ、独特の形式や術語を備えた公用文体（官府文体）が発達していった¹。日本が領有した当初の台湾は、さまざまな音声言語とさまざまな書記言語が入り混じる極めて複雑な言語状況にあった。住民同士ですら相互の意思疎通が困難な諸方言のグループ（閩南語、客家語^{びんなん はっか}など）に分かれていた²ことから、北京官話（現在の標準中国語の原型）のみを解する日本人通訳はほとんど役に立たなかった（陳 2012, pp.15-17）。そこでしばしば現地方言のわから

¹ 明治以降の日本ではしばしば「(支那)時文」と称された。明治後期～昭和初期の中国学者・青柳篤恒がいうように、音声言語を直接文字に落とした白話文はここに含まれず、古典文より「言文一致體に近い性質」でありつつも「古文の素養が裕かなる者でなければ到底十分に其意義を解釋し」えない（青柳 1907, pp.8-9）文体であった。

² これらは平野部に住まう漢人系の諸グループの方言であり、山岳部に住む非漢人系の諸民族（台湾原住民）はマレー・ポリネシア系の諸言語を話した。

ない日本人通訳と日本語のわからない現地通訳を併用しなくてはならなかった（富田 2011, p.208）。通訳の併用の迂遠さを嫌い、正則漢文を用いた筆談は統治者と被統治者の間で簡便な意思疎通の手段として盛んに用いられた。実のところ、台湾の複雑な言語状況は清朝統治下においても同様であった。中央派遣の官員が話す北京官話を、地域住民の代表者（名望家³）はしばしば十分に理解できなかった。このため末端行政にあつては、北京官話を解する現地雇用の事務吏と、書記言語の「漢文」（正則漢文プラス官府文体）ならば理解できる名望家⁴を介して統治者と統治される住民を仲立ちするローカル・システムが作られていた。

日本による台湾統治と言語の問題については、国語教育＝日本語教育の問題が過去の研究上大きなウエイトを占めてきた。統治者が自らの母語たる国語＝日本語を被統治者に教育する関係には、統治者＝教える者と被統治者＝教えられる者の関係の一方方向性が伴っている。ところが近年、言語を仲介する通訳者の活動に着目した研究（富田 2011；楊編 2015 など）や、植民地統治下で発展した独自の書記言語「台湾話文」に着目した研究（陳 2012）によって、実は日本による台湾統治の期間を通して、被統治者の側から言語使用面での統治者の優位性がしばしば動揺させられてきたことが明らかにされた。とくに陳（2012）は植民地台湾において、日本内地との共通言語としての「漢文」が、徐々に「台湾話文」として分化し、統治者の入り込めない言語空間を形成していったとする。筆者は、先行研究が示してきたような、きわめて植民地的な統治者・被統治者の関係のあり方が台湾において成立する前景としての「漢文」の時代を再考してみたいと考えている。本質上、力で支配する者と力で支配される者の権力関係であるはずの（近代）植民地の空間にあつて、支配する者＝統治者がわざわざ支配される者＝被統治者の言語を

³ 士紳・紳士・紳董などともいう。中国史研究では長らく「郷紳（gentry）」という術語により地域有力者（local elite）の性格を論じてきた。そこでは長らく知識人＝科挙受験資格保有者としてのバックグラウンドが重視されてきたが、20世紀末以降、非知識人的な地域リーダーの存在も重視され始めている（Esherick & Rankin 1990 など）。台湾植民地史においては、その来歴の多様性と植民地期との連続性をふまえて「社会リーダー層」や同時代史料に見られる「名望家層」などと呼称されることが多い。

⁴ 閩南語、客家語などは広義の「中国語」であり、北京官話と文法的にはかなり近い。ところが発音上の差異が大きく、音声言語としては相互に通用しない。当時は正則漢文で記述された古典も地方ごとに異なる読音で読まれていたことから、往々に書記言語では理解しあえても音声言語では理解しあえない状況が発生した。

かなりの程度まで統治に組み込まざるをえなかったことはかなり異質である。少なくとも植民地統治末期にあつては、当局者と住民たちの間の関係は、すでに明確な統治と被統治の関係でしかなくなっていた。この事実は個別の美談の存在によって覆るものではない。本論では、概ね明治の後期（1890年代～1910年代冒頭）に相当する植民地台湾初期の時代における「漢文」の使用の実態を明らかにするとともに、それら「漢文」を媒介にした統治者と被統治者の特異な関係の展開と消失のプロセスをなぞっていきたい。手がかりとする史資料には、とくに日本統治以後に再編纂された伝統的形態の地誌（地方志）ほか、台湾側が日本側に向けて「漢文」を用いて表現・提供した文書を用いていく。

1. 日本、準備なき統治者

1.1 清朝統治末期の台湾社会

中華世界に君臨した清朝という権力は、広大な領域に分布する多数の地域社会の不安定な統治の上に成り立っていた。中央が確実に行政上の各種活動を把握していたのは中央から官僚として派遣される地方官までであった。地方官庁（県あるいは州・庁）のトップ以下の行政実務は、各官庁の庁舎内で働く事務吏（通称胥吏、台湾では皂隸とよんだ）や、現地住民を任命した各種の行政補助員によって担われていた。中央派遣の地方官ポストには地元出身者が任官できないよう定められ、各地方の末端行政においてそれぞれ独自の慣行に応じたローカル・システムが形成されていった。一般に、中国大陸部において地域社会の名望家層は地方の公的行政職にはつかず、地方官の指揮下に取り込まれることを回避しようとした。一方台湾の場合、中国大陸部とは異なって比較的新しく形成された開拓社会であったことから、名望家層が慣行的に末端行政の一部に組み込まれ、地方官の指揮のもと各種の業務に動員されていた。

戴（1979）および Allee（1994）によれば、台湾において集落は「庄」、商業的な活動が行われる町場は「街」とよばれ、これら街・庄のまとまりは「堡」（台湾南部では「里」と呼ばれた。堡は清朝統治の後期にかけ行政区画に取り込まれ、次第に自治的機構化していった。堡ごとに住民による互選（公挙）によって選出された代表者は「総理」とよばれた。「総理」は地方官

から身元確認の証として業務証明書と官印を支給されて公務についた。もともと地方官庁で働く吏員の職であったものが転化し、郷村部に住まい官庁との取次を担う職となったものは「地保」とよばれた。「総理」が知識人や商人など地域の名望家から選出されたのに対し、「地保」はバックグラウンドのない一般住民であることが多かった（戴 1979, pp.5-7, 18-28, 666-667, 676-678; Allee 1994, pp.202-204, 208-214）。

地方官に行政便覧として提供される地誌（地方志）編纂事業への協力も「総理」らの業務の1つであった。清朝統治期の台湾における地誌は、ほとんどが島外出身の地方官の発議で編纂された「官修」の地誌であり、「総理」らは編纂事業のために各地域で資料収集の役割を担った（呉密察 1997, p.11）。しかし後の章で記すように、地誌編纂のための「総理」らの活動はあくまで行政補助的な公務であって、完成した地誌に執筆者として「総理」ら各々の個性を反映することはできなかった。

1.2 未知からの統治の出発

下関条約（1895年4月）により日本は遼東半島、台湾、澎湖諸島の領土割譲をうけた。遼東半島には朝鮮半島から北上した日本軍が控え、台湾海峡の澎湖諸島もすでに日本軍の占領下にあったが、台湾本島は全く戦争の埒外にあった。このため日本は領土割譲後に軍を動かして実力で台湾本島を制圧せざるをえなかった（同年5月～）。台湾領有にあたり、日本側の民間人はもとより政府中央の当局者に至るまで（台湾出兵の経験があつたにもかかわらず）台湾なる土地の状況について驚くほど無知であった。それ以前に「植民ノ何タルカ」の基礎知識をすら欠いたまま台湾統治は始められてしまった（小林 1982, p.104）。対清戦争に備え養成していた北京官話（現在の標準中国語の原型）を解する人材は台湾においてそのままでは役に立たなかった。台湾の現地住民、ことによると地域の名望家までもが南方系方言の閩南語・客家語しか解さなかったためである。ゆえに当座の応急策として、北京官話を解する地元通訳、北京官話を解する日本人通訳をコンビで用いる二重通訳（複通訳あるいは副通訳）制度を導入せざるをえなかった（富田 2011, p. 208）。更に簡便な手段として漢字または正則漢文による筆談での意思疎通を行い、二重通訳の煩を避けることも行われた⁵。台湾に関する情報の不足とそれに伴う過剰な期待は民間と当局者の両側に「住民放逐論」と「日本人移

民論」をセットにした急進的主張を生み出した（小林 1982, pp.105-108；栗原 1998, pp.165-168）。たとえば福澤諭吉は日本国内の毎年の人口増加を念頭に「此天恵地福を其儘にして蠻民等の手に付するを許さず、大に内地の人民を移住せしめて共富源を開發するこそ文明の本意なれ…無知蒙昧の蠻民をば悉く境外に逐ひ拂ふて殖産上一切の權力を日本人の手に握り、其全土を擧げて斷然日本化せしむ」（福澤 1895=1961, pp.265-266）等々の主張を『時事新報』上で展開した。だが台湾を「天恵地福」の地と考える過剰な期待は、現実の台湾を目にした者が増えるなかで徐々に薄れていった。たとえば福岡県議会では台湾領有後間もない 1895 年 12 月に早速移民可能性を含めた調査の委員を派遣した。調査委員らは

未タ臺灣ヲ踏査セサルノ始メニ當リテハ臺灣ハ未開ノ國ナリ至ル所數千
百町歩ノ原野ハ取りテ以テ開墾スヘク耕作ノ方法精巧ナラスシテ改良ヲ
要スルモノ少ナカラサルヲ信

じて台湾へ渡航した。ところが現地に着した委員らは早速

元來通譯官ナル者モ直ニ臺灣人ト談話ヲ交ユルヲ得ス是其ノ用ユル所ノ
言語ハ所謂北京語ニシテ臺灣人ノ之ヲ解スル能ハサルヲ如何セン故ニ支
那人ノ北京語ト臺灣語即福州地方ノ言語ヲ能クスル者ヲ要セリ是ヲ以テ
一言ヲ通スルニ中間二人ヲ介スルニアラサレハ共用ヲ辨スヘカラス

との困難を知ることになる。それでも何とか通訳を確保して調査を進めたが

西部一帯ノ平野ハ開墾シ盡シ寸地ヲ餘サス悉ク田地トナレリ之ヲ本邦ニ
比スレハ優ル所アルモ劣ルナカルヘシ故ヲ以テ今本邦ノ農家カ直ニ來リ
テ農業ニ従事セント欲スルモ更ニ乗スヘキノ遺利ヲ發見セス…百折不撓
ノ精神ヲ抱ヒテ移住スルニアラスンハ其效果ハ得テ期スヘカラス余ハ今
支那人カ拓植ノ實況ヲ目撃シテ感激ニ堪ヘス（以上、原文ママ）

⁵ 後述の福岡県調査委員たちも訪問先で官吏と誤解を受け、筆談での請願を受けたことを書き残している。

とまで記して移民の困難性を報告している⁶。上記の引用はかなり顕著な例であるが「住民放逐による日本人移民」がとても実現不可能であることは実際の台湾統治が進むに際して明らかとなっていった。直接植民地統治の最前線へ立たされた日本人官吏たちは、早々に「住民放逐」と、その対極に位置する「同化」がいずれも大きな困難を伴うことを認識した。そもそも島内住民の行政的な把握すらできず、「之ヲ本邦ニ比スレハ優ル所アルモ劣ルナカル」被統治者から未開視されないよう日本人に指示する必要までであった。1895年6月には「裸體不相成ハ勿論角袖ノモノハ自己ノ室内ヲ除クノ外毎日午前八時ヨリ日没迄ノ間ハ袴著着用致スヘキ様」と「姿勢ノ紊乱」に関する注意が通達された⁷。また8月には官吏のみならず「内地ヨリ渡航セシ人夫職工其他ノ者」が「往々戸外ニ於テ股ヲ露ハシ甚タシキハ公然市街ヲ徘徊スルモノアリ」として、太腿を露出する尻端折りなど、内地では一般的であっても、台湾においては異様視されうる習慣の取締が指示された⁸。「本島官吏ノ言動ハ夙ニ衆庶ノ屬目スル所ニシテ…土民ノ注視スル所ナル而已ナラズ環視外人ノ著眼モ亦蓋シ茲ニ在リ⁹」と、被統治者たる台湾人から「未開とみられてはならない」こと、自分たちの「文明」の程度を値踏みする視線を統治初期の日本側は非常に恐れていた。それは統治のための行政機構を十分に整備しえず、統治安定のため剥き出しの軍事力に依拠せざるをえない状況の反映でもあった。

1.3 応急措置的な「間接統治」の実施

1895年6月上旬、日本軍は台北に入城した。台湾中部と南部はいまだ抗日軍およびゲリラとの戦闘が継続中であり、中部・南部の行政開始の見通しは立たなかったが、まず台北県庁が先行して開庁し、順次平定した地方には

⁶ 以上の引用は福岡県内務部第五課『臺灣農事調査書』（1896年、臺灣図書館所蔵）による。この報告を受けて福岡県では当初想定していた第二次の調査委員派遣を中止した。

⁷ 「支那服着用禁止及ヒ姿勢取締ヲ通達ス」『臺灣史料稿本』明治二十八年六月二十二日条。

⁸ 「風俗取締ヲ通達ス」『臺灣史料稿本』明治二十八年八月五日条。

⁹ 「風紀取締上之儀ニ付各署長出張所長へ訓令案」『臺灣総督府公文類纂』（以下、『類纂』と略記）明治二十九年・元臺南縣・永久保存・第44巻・警察・1・乙號令達（臺南縣）綴 なお1905年に『漢文臺灣日日新報』へ掲載された寄稿文「臺灣習俗美醜十則」の一節に「臺人は頗る章身の節を知る…下等の社會又敢て臀を露し聚談せず」とある（王石鵬「臺灣習俗美醜十則」『漢文臺灣日日新報』1905年7月13日。書き下しは引用者）。当時の台湾人にとり日本人の臀部露出の風習はかなり印象が強かったようである。

支庁を設置して当座の行政を担うこととされた。植民地行政運営のための資源も情報もほとんどない中で統治の最前線に立たされた地方官庁は、台湾現地の社会に存在した既存の自治的機構を利用して、応急措置的な「間接統治」の形態を作り出していった。利用するとはいっても、そもそも既存の自治的機構の内実さえ日本人官吏たちには未知のものであり、地方官庁は既存の自治的機構の代表者たちに統治への協力を依頼しつつ、二重通訳や「漢文」筆談を介して彼らから末端行政の運営実態を聞き取っていかざるをえなかった。

台北県仮開庁のため、田中綱常ら15名の官吏は6月8日に台北入りして、清朝統治下の旧官庁街に初めて入った。ところが田中らの目前には「破壊セル門内ハ塵芥ニ歿シ室内ハ汚穢ヲ極」めた「寂寥タル官衙」があるばかりで、引継ぎの吏員もいなければ、過去の発給文書や徴税台帳すら手に入らなかった。やむなく彼らは「所在ノ旧總理、總甲、地保ヲ招徠シ努メテ旧例ヨリ探查シ始政ノ參照ニ資¹⁰」させることとした。開庁後の台北県ではこのうち名望家を兼ねる旧「総理」に「事務取扱人」等の新しい肩書の役職を与え当面総督府と住民の間の取次業務を担わせた。「事務取扱人」は6月末の任命開始当初は無給職であったが、8月以降有給職に変更され、嘱託身分で日本の行政機構内に身分を有するようになった¹¹。台北県に続き順次設置された各県・支庁もこれにならって嘱託身分で旧「総理」を任用していった。旧「総理」の嘱託を介した間接的な統治をスタートさせたとはいえ、それは彼らに一旦統治の仲立ちを委ねながら彼らが一体何者であるかを探る調査のプロセスと並行したものであった。その体制はあくまで台湾総督府が「方針ヲ定メシテ知事及支廳長ヲシテ適宜ニ施行セシ¹²」めた応急措置であったから、嘱託たちに名乗らせた肩書ひとつをとっても不統一であった¹³。総督府としては戦闘終結が見えてきた段階でこれら不統一かつ応急措置的な制度を早急に整理する必要があった。

¹⁰ 「置縣以來事務報告」『類纂』明治二十八年・元臺北縣・永久保存・第1巻・秘書・1・勅語報告出張巡回復命書綴。

¹¹ 前引「置縣以來事務報告」。

¹² 「臺灣行政一斑」『類纂』明治二十八年・乙種・永久保存・第7巻・文書・1。

¹³ たとえば同じ旧「総理」の嘱託でも、台北県の直轄区内では「事務取扱人」、基隆支庁管内では「街長」、淡水支庁管内では「街庄委員」と呼称された。

1895年8月、総督府民政局（後の民政部¹⁴）に「民政局設置以来の沿革調査委員」が置かれ¹⁵、それまで個別に「各部機關ニ當ル者ヲシテ調査セシメ」ていた末端行政「慣行」の情報整理がなされた。同月、おそらくこれら整理の成果と自身の実践をふまえて、水野遵民政局長心得¹⁶から樺山資紀総督に対し報告書「臺灣行政一斑」が提出された。本報告書は、行政・警察・外交・財政・流通貨幣・運輸通信・殖産・教育・法務の9項目につき、清朝統治下の「慣行」的な行政制度をふまえながら、日本による新たな台湾行政の形態を建言するものであった。同報告書の建言は「戦亂ノ後ヲ受け地方ノ平和ヲ維持」するため「成ルヘク舊慣ニ従」い「從來ノ慣行ニ據ル」ことを主眼としていた。それは「支那政府ノ政權ハ土民ノ強悍ナル村落ニハ及ハサリシ」との認識のもと、県・支庁の「官治行政區域」に対して、旧「総理」らが留用された堡・街・庄を「堡ハ内地ノ郡、街庄ハ恰モ町村ノ如」き「自治行政區域」とする地方官庁が行ってきた「間接統治」的な方針を踏襲するものであった¹⁷。

10月には台湾最大の拠点であった台南府城が陥落し、樺山総督は参謀本部へ全島平定を報告した。「平定」をふまえ、総督府は「行政上調査」の提出を各県・支庁に求めた。この調査は「全島既ニ平定ニ歸シ諸般行政ノ進行ヲ企圖スルニ方リ」「施政方針ヲ決定スル」ための調査であった¹⁸。調査項目は第1目「將來縣（支部）（島廳）（支廳）（出張所）行政計畫ニ關スル事

¹⁴ 総督府のトップである台湾総督は軍民両方を管轄下におき、民政局（1898年からは民政部）が総督を補佐しながら民政一般の施策を実行した。民政局は各地方官庁を管轄下に置いたのみならず、警察・教育・司法・殖産等を担う大きな権限を有した。

¹⁵ 「民政局設置以来ノ沿革調査委員設置」明治二十八年・『類纂』乙種・永久保存・第2巻・官規官職・23 委員に任命された1人の仁礼敬之書記官は、先に台北県庁において「臺北地方ニ存在セシ旧清國衙門ノ名称及組織ノ一斑」（『類纂』明治二十八年・元臺北縣・永久保存・第1巻・秘書・1（勅語報告出張巡回復命書（元臺北縣）級）を提出している。仁礼のはち独自に旧慣調査を行う団体「学友会」の発起人となった（富田2011, p.210）。この時期の地方官庁・総督府で調査に関与したメンバーで「学友会」メンバーと重複している人々は少なくない。

¹⁶ 水野は清国留学中に台湾出兵（1874年）に先んじた台湾情勢視察の命を受け、初代台湾総督となる樺山資紀とともに視察行（1873年）を行っている（王詩琅1978, pp.2-8）。いわゆる「清国通」のなかでも珍しい「台湾通」の人材であった。

¹⁷ 前引「臺灣行政一斑」なお、山岳部の非漢人諸民族については「野蕃ノ境遇ヲ脱却セシメ」とし、総じて従来の「野蕃」な慣行・慣習を認めない方針が提示されている。

¹⁸ 「行政上調査ニ關スル件 二十八年十二月十六日訓令第三十九號」『類纂』明治二十八年・乙種・永久保存・第8巻・文書・1（明治二十八年十二月民政事務報告綴）。

項」(3項目)、第2目「縣(支部)(島廳)(支廳)(出張所)ニ於ケル現在ノ調査事項」(4項目)、第3目「舊來清國政府ノ所屬タリシ時ニ於ケル行政ノ狀況并慣行ニ關スル事項」(18項目)からなっている。一見すると第3目が突出して調査項目が多いように思われるが、基本的にはいずれの調査項目も堡と街庄に関して配置人員・付与権限・収入源・公有財産といった「行政ノ方法」の細目を統一的に調査しようと試みるものであった¹⁹。そしてそれは8月の「臺灣行政一斑」で示された「堡ハ内地ノ郡、街庄ハ恰モ町村ノ如」き「自治行政區域²⁰」であって、その「舊慣ニ沿フ」ことをめざす思考にねざしていた²¹。

急ごしらえの制度をつくるのみでなく、制度を動かすための財源の確保も急務であった。台北入城時の状況と同様に、多くの地方では過去の発給文書や徴税台帳が失われていたため、統治初年の地租徴収は免除せざるをえなかった。総督府では1895年9月、「本島地租制度ニ就テハ日々取調ニ從事致居候得共其事タル甚タ複雑ニシテ討査上最モ困難ニ有之今ニ於テ之ヲ完了セスムハ竊カニ恐ル徴租ノ際ニ至リ完整ヲ得サランコトヲ依テ茲ニ地租事務ニ熟達セル者若クハ本島ノ制度ニ通スル者ヲ得テ特ニ調査委員ヲ組織²²」として、民政局内に地租調査委員会を設置した²³。地租調査委員会設置の同月には糖業・茶業・度量衡・重要農産・土地・礦業・樟腦といった産業に関する調査項目が「殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項」との名称で各地方官庁に通達された²⁴。各種の産業に関する情報は、植民地としての将来的な価値に関わるのみならず間接税の財源としても重要であった。

1896年4月、法律第63号「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」が施行され、県・支庁が法的裏付けをもつ正式な行政機構となった。他方で更に下のレベルの堡・街庄の扱いはなお未定であった²⁵。翌年5月、地方官官制改正

¹⁹ 同上。

²⁰ 水野死後に整理された記録によると、水野は「下級行政区劃たる堡庄を設け、之を半自治的に馴致し「内地人と本島人と相半ばせしめる」制度を構想していたとされる(大路会1930, pp.94-96)。

²¹ 前引「臺灣行政一斑」。

²² 「地租調査委員設置」『類纂』明治二十八年・乙種・永久保存・第2巻・官規官職・24

²³ 「仁禮敬之外五名地租調査委員ヲ山上吉蔵外一名ヲ地租調査書記任命」『類纂』明治二十八年・乙種・永久保存・進退第4巻・官規官職・39。

²⁴ 「殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項」『類纂』明治二十八年・元臺南縣・永久保存・第15巻・内務門殖産部・33。

によって従来の3県が分割されて6県2庁による施政へと改められた。この改正によってようやく、「堡及ヒ街庄ノ行政制度ニ至リテハ未タ方針ヲ定メス而シテ知事及支廳長ヲシテ適宜ニ施行セシメ多日其最良ノ方法ヲ採リテ以テ制度ヲ一定セントス²⁶」と放置されてきた末端行政が正式な地方行政の組織に組み入れられた。旧来の堡には日本人がトップをつとめる行政区画の「辨務署」、さらにその下に台湾人が長をつとめる行政区画「街・庄」が設置された。辨務署および街・庄は同年10月以降順次業務を開始していき、台湾での施政開始から「行政上調査」までの各調査の成果がようやく実際の制度として結実したのであった。だが、それまで総督府による調査情報統合の中心におり、施政開始以来民政局長をつとめた水野はその実現をみることはできなかった。1897年に入り相次ぎ発覚した総督府官吏の疑獄事件、およびそれに関連した台湾高等法院長の罷免問題の責により同年7月に水野は更迭された（台湾総督府警務局1938, p.184）。上司の乃木総督も翌1898年2月に更迭され、3月末に着任した児玉源太郎総督と後藤新平民政局長のコンビが統治体制の「改革」へと乗り出していった。

1.4 統治させながら調査する、調査させつつ統治する

ここまで記した通り、日本による最初期の台湾統治とは、応急措置的に行政の末端で「間接統治」的な体制を作りながら、「間接統治」を委ねた現地の彼らが一体何者であるかを同時に探るプロセスであった。統治しながら相手を知るための初期の調査が行われた経路は、概ね4種に分けることができる。4種のルートは「間接統治」される現地社会とのインターフェイスであり、そこでの意思疎通には程度の差はあれ正則漢文と官府文体の「漢文」使用が介在していた。

第1は視察・巡視を元にした報告書であった。これはもっとも原始的な形態の調査といってもよい。文字通り日本人官吏が管轄区域内を見て回り、そこでの見聞を報告書・復命書として所属の官庁に提出するものである。台北県では「事務取扱人」の勤怠（と不審な動向の）把握のため巡視を行ってお

²⁵ 6月に樺山総督に代わった桂太郎は台湾へ渡航せず、4か月間総督府トップは現地に不在であった（10月に乃木希典が後任総督として着任）。にもかかわらずこの時期、日本軍兵士・軍夫の非行による抗日ゲリラの再蜂起へ総督府は追われはじめていた。

²⁶ 「臺灣行政一斑」『臺灣総督府公文類纂』明治二十八年・乙種・永久保存・第7巻・文書・1。

り、それに際して地名や境界確認、名望家の情報把握、主要産品等の経済状況といった情報の補完を行っていた。これら最初期の報告書・復命書は提出者により長さ・様式・図版の有無等がきわめて多様であった。一切の情報が不足していた段階においてはその多様性も有用であったが、中部・南部での一般行政のスタートとともに扱う文書数が増加してくると、一定のフォーマットによって客観的かつ簡潔な記載を心がけるよう繰り返し通達が行われるようになっていった²⁷。

第2は警察官による直接調査であった。台湾に文民警察官が派遣されるようになるのは1895年9月以降と比較的時期が遅い。加えて警察官の総数も少なかった（台湾全体で770名）ため、重要拠点への集中配置がとられていた（台湾総督府警務局1933, p.20, 27-47）。ゆえに統治最初期における警察官の調査事例は必ずしも多くない。初期の警察官による直接の調査例としては、1896年1月18日付で嘉義民政出張所から同管内の塩水港巡査出張所（派出所）に調査依頼が出された例がある。同地の警察官は白鬚公潭堡の下の各街・庄について生産されている砂糖の種類、在来業者の数、1年当たりの生産高を調査して嘉義民政出張所に回答した²⁸。警察派出所の数が増えるにつれて、警察官が調査で担いうる役割に総督府側も着目していったようである。1896年9月には戸口調査に際して「總理庄長等ヲ鞭撻シ之ニ便宜ノ方法ヲ授ケ斡旋ノ勞ヲ執ラセル²⁹」よう指示がなされており、警察官が地域社会での調査の指導役となることが求められた³⁰。

第3が台湾人名望家への諮問である。台北県が1895年6月の開設直後に「所在ノ旧總理、總甲、地保ヲ招徠」して現地事情の聞き取りを行ったこと

²⁷ 1896年6月の11月の1896年6月の訓令「臺灣総督府地方廳行政事務及管内ノ概況報告手續」により毎月各官庁が民政局へ「管内概況」を提出するよう定めたことや、同年11月の訓令「報告ニ關スル注意」等で記載の簡素化を指示したことなどが相当する（「訓令第四十九號明治二十九年六月二十五日 臺灣総督府地方廳行政事務及管内ノ概況報告手續」『類纂』明治二十九年・乙種・永久保存・第14巻・文書・3（明治二十九年六月中民政事務報告綴）、「報告ニ關スル注意」（秘第168号）『類纂』明治二十八年至三十一年・元臺北縣・永久保存・第71巻・警察・1（内訓内示通達（元臺北縣）綴））。最終的にその試行錯誤は1898年11月の「臺灣総督府報告例」という統一フォーマットの設定と、記述的フォーマットから派生した量的な統計項目設定へとつながった（佐藤2008, pp.165-171）。

²⁸ 「白鬚公潭堡庄製糖所取調方依頼ノ件」『類纂』明治二十八年至明治二十九年・元臺南縣・永久保存・第11巻・内務門殖産部・23。

²⁹ 「戸口調査ニ關スル件」『類纂』明治二十九年・元臺北縣・永久保存・第59巻・警察・1・雜書（元臺北縣）綴。

は前述の通りである。彼らのうち名望家層に相当する旧「総理」は「事務取扱人」として応急措置的な「間接統治」を担った。また同年8月に台北に保良局が設置されると、台北県は衛生に関する規則等の案文を保良局に諮問している。1896年6月をもって保良局は解体されたが、台北では保良局の後進たる「保甲公会」への諮問が続いた。個別的に各地の台湾人名望家から正則漢文で答申・報告書を提出させることは各地で行われていた。たとえば1896年4月に陳英という人物が台東で第二師団からの尋問を受け³¹、師団は台東地方の地勢・兵站・産業等に関する問答を記録に残した。この内容は後ほど陳英自身の手で改めて正則漢文の文章に整理された。そして「台東誌」と題された掛紙6枚分の短い彼の文章は民政局に送付された³²。1897年5月の「地方官官制」第一次改正以降は県・庁に「参事」、辨務署に「顧問」といった嘱託身分の台湾人名望家が行政組織内に置かれた。彼ら参事や顧問たちは日本人官吏の求めに応じ正則漢文による「筆述」の形で各地の事情を記述・提出した³³。総督府も同様に嘱託身分の台湾人名望家スタッフを抱えていた。台北出身の生員であった陳洛はその1人である³⁴。1896年9月に外事課嘱託として雇用されるに際して、彼は台湾統治方針・住民の国籍選択・家屋借上等に関する意見書を正則漢文により提出した³⁵。この意見書は通訳官により「煩雜ノ処アルヲ取捨折衷ノ上翻譯」して民政長官等へ提出された。陳はその後、1897年1月の臨時調査掛設置にあたり唯一の台湾人嘱託に起

³⁰ 佐藤正己は隣保組織の保甲（後述）事務所が警察派出所に並置されるようになった1903年以降の復命書を分析し、総督府が警察官と彼らの管轄下の保甲住民に対する統計的な訓練が進められた過程を記述している（佐藤2012, pp.126-148）。

³¹ 「臺東附近情況參謀部通知」『類纂』明治二十八年・乙種永久保存・第22巻・軍事・33

³² 「台南地方往昔實況」『類纂』明治二十九年・十五年保存・第10巻・殖産・1。

³³ 総督府吏員として勤務しつつ調査を行った人類学者・伊能嘉矩は、総督府の文書群抜書と官報・新聞の切抜からなる多数の手稿群を残した。台湾大学図書館のアーカイブに残る手稿群の中にも総督府文書から抜書されたと思われる「筆述」の漢文報告書が残されている。「恒春縣設置以前恒春地方情況 辨務署事務嘱託汪金明筆述」（国立台湾大学図書館所蔵伊能嘉矩手稿、文書番号 M011-00-0199-0210）、「彰化廳武東堡大紅毛社小紅毛社考 彰化廳参事吳徳功」（国立台湾大学図書館所蔵伊能嘉矩手稿、文書番号 M011-00-0251-0251）など。

³⁴ 陳洛はたびたび改組された調査掛のメンバーであり続けた。1899年にいったん嘱託の任を解かれたが、1901年に旧慣調査のため再度嘱託となっている（「李秉鈞外十一名舊慣調査事務ヲ嘱託ス」『類纂』明治三十四年・永久保存・進退追加第10巻・官規官職・17）。

³⁵ 「治臺二關スル陳洛ノ上申」（『類纂』明治二十九年・乙種・永久保存・第7巻・文書・38）、「告示登載及民有地所家屋取用二關スル處分同人〔陳洛〕ノ意」（同左・39）、「臺民去就二關スル同人〔陳洛〕ノ意見」（同左・49）。

用された。

第4の経路である自治的機構を経由した調査では囑託となった台湾人たちが自治的機構のなかで調査を行い、それを総督府・地方官庁に報告する方式がとられた。ゆえに調査の内実は自治的機構の向こう側に隠れていたのが特徴であった。そもそも在来の自治的機構を通じた統治は、たとえ統治者側が主観的に「利用している」と考えていたとしても、統治者がタッチしえない領域を作り出す³⁶。統治者がタッチしえない自治的機構の領域内では、依然日本統治以前のシステムが半ば維持されていた。たとえば、自治的機構を代表する旧「総理」たちは日本側が囑託身分の「事務取扱人」等として扱ったとしても、自治的機構の内部では依然「総理」であった。1つだけ例を挙げておきたい。1895年11月、台北県文山堡の「事務取扱人」王瑞清という人物が病死した。それに伴って堡内の「紳商等」（名望家）は「接充」（引継）の「事務取扱人」を「公舉」（互選）し、県に「稟請恩准給發文憑以便赴任地方事務」（承認と証明の発行を上申）した。堡内の有力な住民2名が提出した「稟請」（上申）は清朝の公用文体（官府文体）で書かれており、堡内1街13庄の「充結状」（身元証明）が添付されていた³⁷。これらは清朝統治下の地方吏員を任用するフォーマットであり、応急措置的にも「間接統治」的な統治が維持されていたゆえに既往のルーティンがなお生きていたのであった。日本統治下において清朝統治期の伝統的体裁を引き継いで編纂された地誌＝漢文地方志は、これら4つのルートのうち、主に第3の経路から生まれてきた。

³⁶ 最終的には直接統治を志向しつつも、そこに間接統治的なニュアンスをどの程度混ぜるかが日本の植民地統治の特色であった。「同化」と「非同化」をめぐる植民地統治の問題については小熊（1998）・陳（2001）等を参照されたい。

³⁷ 台北県側ではこの上申を受領して「公舉」された人物を後任の「事務取扱人」に任命した（高添加文山堡石碇街外十三庄事務取扱囑託及前事務取扱王瑞清死亡ノ件）『類纂』明治二十九年・進退永久保存・第1巻・秘書・89）。

2. 漢文地方志とその立場

2.1 伝統的地誌（地方志）の編纂活動

行政機構が整備される最中の台湾統治最初期には、その後の時代には見られなくなった試みが各地でいくつか行われていた。中華世界の伝統的な体裁を備え、正則漢文で記された地誌（以下、漢文地方志）の編纂もその1つである。漢文地方志編纂については、これまで日本側の台湾人名望家層に対する籠絡・懐柔策の一環とされてきた（周憲文 1959；顔清梅 2003）。実際、当時の日本側当局者がたびたび台湾人名望家に対する籠絡・懐柔の必要性を説いていたのは事実である。しかし他の籠絡・懐柔策と比べてみると、漢文地方志が日本統治下で編纂された期間はあまりに短い。名望家に対する籠絡・懐柔の代表例として挙げられる徽章の授与（紳章、1897年～1926年）、『臺灣日日新報』漢文欄の設置（1901年～1937年）といった施策（王詩琅 1978；許時嘉 2014）に比べると期間の短さは明らかである。そもそも地誌を現地語で編纂させることがなげえ籠絡・懐柔になりうるのか、との根本的な部分の説明は決して十分ではない。

いわゆる地誌³⁸（chorography）そのものは古来より洋の東西を問わず存在してきた。中華世界における代表的な地誌の体裁が「地方志」である。中国史家の記述を借りると、地方志とは端的にいえば「地方行政単位を範囲にその地理や歴史を総合記録した書籍」であり「史書であるとともにその歴史的沿革に基づく地誌を論じてその地方の現状報告をも兼ね」ながら「自然地理的な要素をも加味した当代の記録」である（山本 1998, p.6）。地方志の起源については地理書・地図発展説、歴史書分化説など定かではない。3世紀～6世紀の魏晋南北朝期に「○○地記」「○○地志」等の名称で広く作られるようになり、隋唐期から北宋期には「○○図経」「○○図志」等の名称が用いられ、南宋期以降は「(地)方志」との呼称が主に用いられるようになった（王徳恒 1997, p.22）。14世紀に明が成立してより清代にかけては、王朝の統治領域を網羅的に記載する「一統志」が作られるようになって、

³⁸ 地表における現象を一般的にとらえようとする一般地理学（general geography）に対して、特定の空間的領域を区切ってその「地域」を記述するものを地誌（chorographyあるいは regional geography）という（長谷川 1994；Rohl 2011）。地誌的な記述行為によって書かれた地誌書は「gazetteer」ともいい、地方志の訳語には主にこの語があてられる。

「一統志」のもと階層的に行政単位（省・府・州・県など）ごとの地方志編纂が広がっていった。

各レベルの行政単位で地方志が揃っていることは、王朝による統一的な統治の証となるものであった（王徳恒 1997, pp.18-19）とともに、「施政の基礎となる地域情報を提供する何よりも便利なガイドブック」（濱島 2019, p.3）ともなりえたことから、地方志は定期的に記載が更新されて再刊されるべきものとされていた。しかし時代が下るにつれ、対象となる地域の経済力と経済力に基づく「文化資本」の差によって更新・再刊のサイクルや記載の質・量には地域差ができるようになっていった。とくにそうした地域的ポテンシャルの差が如実に表れたのが長江下流域（江南）の「最先進地域」（濱島 2019, p.1）であった。成熟した経済力と文化資本は本来行政システムの最末端である県（あるいは庁）のレベルよりも更に下の「郷鎮」レベルの地方志（郷鎮志）を地域の有力者主導で生み出していった（森 1999, pp.82-116）。

一方、中華世界においてどちらかといえば後進地域であった台湾の状況は、長江下流域のそれとは大きく異なっていた。経済力とそれに支えられた文化資本はもとより存在していなかった。日本統治以前の台湾の地方志はそのほとんどが地方官庁の発起した編纂事業（官修）によって編纂されている（呉密察 1997, pp.2-11）。また台湾が中華世界に入った歴史的経緯ゆえの特殊事情も存在した。一つには漢人との接触が比較的に新しい非漢人集団（台湾原住民）を統治下に抱えていたこと、もう一つには多くが非知識人の移民により形成された原義通りの「植民地」であったことである。地方志の編纂において編纂者たちは台湾の地が中華世界と習俗を同じくし（共風共俗＝内地化）、なおかつその習俗がイデオロギー的に望ましい状態になりつつあること（儒-漢化）を示さなくてはならなかった（洪健栄 2020, pp.116-117, 192-193, 200-202）。地方志編纂事業における官の強さは清代を通じて台湾の名望家たちを地方志編纂の周縁的な地位に追いやった。すなわち、主たる執筆・編集者は外地出身の地方官やその周辺文化資本ある知識人が担い、台湾の名望家の多くは指示に従って資料収集（採訪³⁹）することをせめてもの「榮譽」（呉密察 1997, p.11）とせざるをえなかった。

19 世紀後半に至ると、諸外国からの海防の対象として、清朝中央も次第

³⁹ しばしば手備のない「采」を用いて「採訪」とも記される。

に台湾を意識するようになった。1868年の安平砲撃事件^{あんべい}、1874年の台湾出兵、1884年の清仏戦争等において台湾の一部が戦場となったことは、現実的な防衛措置を講じる必要が高まっていることを示していた。1880年代に台湾は福建省から分離した「台湾省」となり、独自の行政運営がめざされた。1892年、台北県知県⁴⁰らの建言により、新たな省としての地方志『臺灣省志』（又は『臺灣通志』）の編纂事業が開始された。省レベルの地方志編纂に合わせて、省の下レベルの地方志についても内容の更新・再編纂と。これまで地方志のなかった地区については新規の編纂が命じられた⁴¹。一連の事業にあたっては各県・庁に調査報告書である「采訪冊」の提出が命令され、省直轄の通志総局のもと、「総理」等の職にない名望家までもがあたかも省の下僚のごとく動員され事業に従事させられた。現存する「采訪冊」の1冊『鳳山縣采訪冊』（臺灣図書館所蔵）には「采訪案由」と題して当時の公文が転載されており、県の「采訪冊」編纂トップ（總纂）が休暇を申請して郷里に帰ったまま戻らず、別の委員に代理を務めさせるといったトラブルが頻発していたことが生々しく記録されている⁴²。結局、通志総局からの5度の催促にもかかわらず同采訪冊は完成に至らず、日本軍の上陸によって『臺灣通志』編纂事業そのものが消滅してしまった。

2.2 日本統治期編纂の漢文・和文地方志

日本統治下で編纂された漢文地方志を簡単に整理してみると次表の通りである。表には狭義の「漢文」（正則漢文）のみによって記載された漢文地方志以外にも、本文が和文によって記述された「和文地方志」を加えた。

日本統治下の漢文地方志ほか地誌に関する先駆的研究の王世慶（1985）によれば、台湾統治最初の10年間には非・地方志的形式の地誌が和文でいくつか作成された。最初期の地理概説書として作成されたもの（『臺灣誌』、『臺灣形勢一斑』。いずれも1895年刊）、台湾に関する歴史資料の抜粋集（『臺灣歴史考』1898年、『臺灣史料』1900年など）がこれらに該当する。中華世界の地

⁴⁰ 中央から派遣される「県」トップの地方官を「知県」とよんだ。

⁴¹ 『鳳山縣采訪冊』采訪案由 この期に新規編纂された『苗栗県志』『恒春県志』については日本統治期に稿本が発見され、現在に伝わっている。

⁴² 「奉到台湾纂修通志總局司道為札飭事」（光緒19年9月29日）『鳳山縣采訪冊』采訪案由所引。

表0-1 日本統治下で編纂された漢文地方志と和文地方志

		編纂開始年	備考
①『舊雲林縣制度考』	和文	1896年2月?	本文のみ
②『臺南縣志』	和文	1896年9月?	漢文序 [磯貝静蔵、瀬戸晋、蔡國琳]
③『新竹縣制度考』	漢文	1896年8月	本文のみ
④『苑裡志』	漢文	1897年11月	漢文序 [蔡振豊、蔡相]
⑤『新竹縣志初稿』	漢文	1897年12月	漢文序 [鄭如蘭、鄭鵬雲・曾逢辰]
⑥『樹杞林志』	漢文	1898年3月	漢文序 [木戸有直、林百川、彭裕謙]
⑦『嘉義管内采訪冊』	漢文	不明	本文のみ
⑧『安平縣雜記』	漢文	不明	本文のみ
⑨『臺北廳志』	和文	1903年3月刊行	和文序 [菊池末太郎、台北庁総務課]
⑩『新竹廳志』	和文	1905年5月刊行	漢文序 [祝辰巳、後藤新平]、和文序 [里見義正]
⑪『桃園廳志』	和文	1906年5月刊行	和文序 [後藤新平、竹内卷太郎]

注) 王世慶 (1985)、呉密察 (1997) および各書の序文より筆者整理。

方志にも元来多様な記述スタイルが存在していた (王徳恒 1997, pp.48-52) が、清代に地方志編纂が「システム化・ルーティン化」(山本 1998, p.20) して記載項目・記載順序は徐々にテンプレート化⁴³していった。漢文地方志は当然このテンプレートに依拠しているが、ここでいう「和文地方志」は和文⁴⁴本文を記載しながら、漢文地方志的なテンプレートに従っている書物である。もとより地方志とは中華世界で発達してきた地誌の形態である以上、「和文地方志」も漢文地方志同様に奇妙な存在である。

漢文地方志にせよ、和文地方志にせよ、地方志的体裁の書物が日本統治下の公的機関によって編纂あるいは刊行された期間は、ほぼ台湾統治最初の10年間に重なっている。1918年に、先の『臺北廳志』を増補・改定する新『臺北廳志』が再刊されたのを最後に、日本統治下での地方志的書物は姿を消した。その後、大正から昭和へと切り替わる1910年代末から1940年代頭まで、州・県・郡・街庄といった各行政単位において各種統計情報をまとめた「要覧」「一覧」「概況」等の資料が刊行された。しかしかつての漢／和文地方志にみられたような記載スタイルをこれらの年度刊行物に見て取ること

⁴³ 建置・疆域・学校・田賦・戸口…など各見出しの項目を順々に記載していき、見出しの下に更に小見出しのある記載形式であり、これを平列諸目体などという (王徳恒 1997, pp.48-52)。いわば事典的な記載方式である。

⁴⁴ 「和文」といっても言文一致の口語体ではなく、当時公文書記載の一般的文体として用いられたようになった訓読体調の文語体が用いられた。

はできない。地方志は記載項目がある程度テンプレート化していたとはいえ、集められた資料・情報および自身の見聞を（多分に価値観を交えて）まとめる記述的地誌としての性格をもっている。一方、日本統治下の地方志が消滅した後に出現した各行政単位の「要覧」「一覧」「概況」等の名称の書物は、抜粋された統計情報から数的にその地域情報を伝える資料集に過ぎなくなっていた。

前記の通り、漢文地方志は日本人官吏による初期の調査活動のうち台湾人名望家を通じた諮問「漢文」答申文書一種に位置付けうる。ただしこと漢文地方志に関しては、1880年代の『臺灣省志』編纂事業と並行した新地方志編纂など清朝統治末期の事業を継承する側面が強い。日本統治以前の地方志編纂事業と何らかのかかわりともつと想定されているのは前掲表の③『新竹県制度考』から⑧『安平県雜記』までの著作である。③『新竹県制度考』、⑦『嘉義管内采訪冊』、⑧『安平県雜記』については、「采訪冊」をベースにした可能性が高いものの、日本軍上陸以降の状況が記載に反映されている。ただしいずれも序・凡例等の編纂経緯を伝える記載を欠いているため編纂者・編纂経緯は不明である。一方、④『苑裡志』、⑤『新竹縣志初稿』、⑦『樹杞林志』についてはそれぞれに漢文の序・凡例があり、完全ではないが編纂の経緯について知ることができる⁴⁵。

④『苑裡志』の「序」「凡例」によると、光緒十九年（1893年）に苗栗県知県の命により「里紳」（名望家）の謝維岳・黄文哲・李鐘孽ら⁴⁶が「局」を設けて資料収集事業を行っていた。しかし全文は未完成のまま日本軍の上陸を迎え、謝維岳は自身がそれまでに記載した原稿を携えて中国大陸部へと逃れてしまった。明治30年（1897年）に苑裡へ設置された辨務署は「舊志を捜求すること急」であったことから、各地を捜索したところ李姓の家屋に残された原稿の一部を発見することができた。これを元に辨務署長「淺井

⁴⁵ 各種の漢文地方志については1950年代から70年代にかけて台湾関係資料を活字化した「臺灣文獻叢刊」に納められている。ただし「臺灣文獻叢刊」のテキストは刊行当時の時代背景を反映して、日本人官吏の寄せた序文や「非愛国的」な言辞が削除・改定されている（顔清梅2003, p.248）。このため本論では国立台湾図書館・台湾大学図書館等の手写本を直接参照しつつ、2011年刊行の「臺灣史料集成」の校訂テキストを補助的に用いた。

⁴⁶ 謝維岳が「拳人」、黄文哲・李鐘孽は「附生」（生員）とある。『臺灣通志』編纂事業の一環として「采訪冊」作成が命じられたのは前記の通りであるが、それまで独立した地方志のなかった苗栗県・恒春県では「県志」編纂事業が同時進行で進められていた。

君」（浅井元齡）の委嘱を受けた蔡振豊・蔡相が、旧来の地方志編纂と同様の方式で自ら「諸紳」を集めて「修志局」を設置、辨務署内の資料および聞き取りを行って同書を完成させた。

⑤『新竹縣志初稿』は、光緒 18 年（1892 年）に『臺灣省志』編纂事業のため「臺灣通志總局」が開設されたことに合わせて編纂が始められたものという。新竹県知県の命により陳朝龍・鄭鵬雲が『新竹志』の編纂を行い、1 年余りで完成した原稿は通志総局に提出された。ところが日本軍上陸後の混乱で原本は失われてしまった。光緒 23 年（1897 年）に⁴⁷櫻井勉⁴⁸が新竹県知事に着任すると、鄭如蘭・鄭鵬雲・曾逢辰は「參事」として県の囑託身分をえた。櫻井知事の指示により、彼らは「殘稿五十餘件」と「采訪冊」等をベースにして新たな『新竹縣志』を編纂した。

⑥『樹杞林志』の「序」「凡例」が記す編纂の経緯は前掲の『苑裡志』同様である。やはり光緒 19 年（1893 年）に新竹県知県の命により「城紳」の王炳乾・葉際昌らが新竹県城内に「局」を設け、樹杞林を訪問して資料調査（採訪）を行って帰った。結局原稿は完成しなかったが、これもやはり明治 30 年（1897 年）に樹杞林へ設置された辨務署が「軼事を訪ね前に未だ詳らかならざる者を詳らかにせんと欲」し「辨務署長木戸有直君」の委託により林百川ら「同人」が「局」を開き資料収集のうえ編纂したものである。

現存する漢文地方志のうち③『新竹縣制度考』、⑦『嘉義管内采訪冊』、⑧『安平縣雜記』は序文を欠いている。地方志は本来的には地誌的な編纂物であり、本文は総じて沿革・地勢等の淡々とした記述が続く。ゆえにわずかに序や凡例、および各項目の冒頭に附された地誌論的な部分から編者の見解を読み取りうるのみのことも少なくない。先の表に掲げた和文地方志においても少なからずこの「客観性」は継承されている。ただし④『苑裡志』、⑥『樹杞林志』についてのみは、本文記載に対する「謹按」との文言での注釈の形をとって編者の施政に関する建言が記載されている。これについては後の項目で論じたい。

⁴⁷ 明治 20 年だが序の原文には「光緒」年号が用いられている。

⁴⁸ 但馬出石藩の藩校儒官の家の出身であり、1894 年には 18 世紀の地方史書『但馬考』を自ら校訂出版した。とくに鄭鵬雲とはその後も長らく漢詩の交換を行ったことが『臺灣日日新報』の諸記事からは読み取れる。

2.3 「序」「凡例」と編纂者たちの主張

「客観的な」地誌記述が並ぶ地方志において、序や凡例は編纂者たちの見解が比較的わかりやすい形で残されていることは先に記した。日本統治下で編纂された漢文地方志においてその編纂主体となったのは台湾在地の名望家たちであったが、清朝統治下と同様に地方官の命を受けた「官修」的事業の体裁をとった。ゆえに編纂者たちの記載の当初の動機としては「そのように命じられたため」となるのであるが、序・凡例にはしばしばそこからはみ出るような編集動機が記載されている。まず編纂者に編纂を命じた本人である日本人官吏の言を引用したい。和文地方志の『臺南縣志』に寄せられた漢文序において台南県知事の磯貝静蔵は編纂の背景を次のように書いている。すなわち、

夫れ新隸の版圖を治むるに、其の古俗を知りて斟酌して以て治理と為すよりも善きは莫し。…余、斯の府邑に蒞任するに、古俗を周知するを以て要務と為す。日に紳衿耆老を進め之に諮詢すれども、圖書散失し是非錯綜して、得實に由る無く、大いに期する所と違ふ⁴⁹。

(書き下しは引用者)

また『樹杞林志』に樹杞林辨務署長の木戸有直が寄せた漢文序では、

重洋遠隔の人、草昧初開の地を履み、事跡未だ詢らずして何を以てか瞭なること指掌がごときならんや⁵⁰。

(書き下しは引用者)

とある。漢文的な語彙と修辞が駆使されているとはいえ、磯貝・木戸のいずれも要するに着任に当って現地の不明な慣行・慣習を調査させた、と述べているにすぎない。一方、同じく「参事」蔡國琳とともに『臺南縣志』編纂委員をつとめた瀬戸晋が寄せた漢文序をみると、彼ら編纂を命じたトップの言葉がいささかりフレーズされるようになる。

⁴⁹ 『臺南縣志』序。

⁵⁰ 『樹杞林志』序。

余、是の月に於いて清國より安平に^{いた}抵る。進謁の頃、知事曰く「凡そ為政の要は風俗人情を詳悉するに在り。風俗人情を知らんと欲すれば諸史乘を徴するよりも善きは莫し。…子、其れ遺帙を^{あつ}蒐め舊聞を採り、諸宿儒耆老に^{ただ}質し、一部の郡縣誌を^{ママ}編纂して、以て為政の便に供せよ」と。…録する所の事跡、崎零瑣碎なり。披覽の下、詳譯するを^{つく}殫さず、^か藉りるに南州の風尚を存し、後人の^{ママ}考証に資するを以てして、敢へて史と云ふに非ざるなり。夫れ事を^あ纂し言を記すは儒者の事にして、自ら學殖の^{えんろう}傘廂にして以て是の任に^あ膺たるに足らざるを愧づ。…至意所望の二三君子に委嘱して、其の^{およ}逮ばざるを^{ただ}匡す。…古に合する有りて今に悖らざる者、參して之を行へば、則ち是れ編に小補無からずと云ふ⁵¹。

(書き下しは引用者)

引用文中の「宿儒」、「事を纂し言を記すは儒者の事」、「至意所望の二三君子」という具合に、同じ編纂者たる台湾人名望家たちを称賛する言辭が出現している。上司たる磯貝の序文中では『『紳衿』耆老を進め之に諮詢す』としかなかったものが、瀬戸の序文では「諸『宿儒』耆老に質し」とリフレーズされている点も細かいながら重要である。「紳衿」（「おび」と「えり」とは名望家たる在野の士人（紳士・郷紳とも）を指す。このリフレーズは編纂に協力した台湾人名望家たちを、単に身分的に士人であるにとどまらぬ儒教的知識人（「宿儒」）であると積極的に位置づけるものだ。瀬戸による細かな文言の置き換えは、名望家からの意識と合致したものだ。彼らは新たな統治者の下での地方志編纂への協力を、自らが儒教的知識人たる上での任務ととらえていた。『新竹縣志初稿』に鄭鵬雲・曾逢辰が連名で寄せた漢文序ではそのままの表現が現れる。

生等自ら拙才を顧み、任に^た勝へ^は難きを^は慚づるも、^た第^た徴文考獻は^た責の儒生に在るを^{おも}念ひ、^{ここ}爰に拙才を^{つく}竭して共に志事を^{じょう}襄す⁵²。

(書き下しは引用者)

⁵¹ 『臺南縣志』序。

⁵² 『新竹縣志初稿』序。

似通った表現は『苑裡志』の蔡振豊の漢文序にもみられる。

抱缺守殘は儒生の責たり。鋪張揚厲は盛世^{ききゅう}の庥たり。…諸紳均しく實力を得て、腸を枯らし共に索^{もと}め、風雨に離れず、筆に厭煩せず、事に其の實を求む⁵³。
(書き下しは引用者)

こうした儒教的知識人たる意識の下に行う地方志編纂事業の意義について、瀬戸晋とともに『臺南縣志』編纂委員であった蔡國琳は漢文序中に書いている。

志を作るは難くして、臺灣の志を作るは尤も難し。今日の臺南志を作るは、則ち其の難を難しとす。海外の荒服にして開闢未だ久しからず、文獻は鮮微なり。況や滄桑の變幻^{とうさつみ}して、後檔冊胥な烏有に歸するにおいてをや。欲するに數人の聞見之を書信に筆するを以てし、今にして後に傳ふれば、其れ大方に笑はるるを貽^{のこ}さざらんや。…蓋し斯の土を以て帝國と為し、新たに政教制度を有らしめんとす。風俗人情は判然各別、^{きょうがい}徼外の習尚を存せんと欲すれば、太史^{ゆうけん}輜軒の採に供して、詳細^こ焉れを備録するに非ずんば不可なり。…磯貝縣臺、下車の伊始即ち文獻を蒐羅するを以て己が任と為す。蓋し前代の得失を考鏡し、政を興し治を致さんとして、民の利とする所に因りて利とせんと欲す。…此より徳^{みちび}を道き禮を齊^{ととの}へ、海濱の赤子、教澤に涵濡して漸に移し黙に化す。…其れ我が臺南に造^なすこと有るや、豈に淺鮮ならんや⁵⁴。…竊^{ひそ}かに望む、名儒碩士、重ねて刪削を加へ就ち繩墨して史乗の體裁に合する有らしめんことを。
(書き下しは引用者)

蔡はここで、「今にして後に傳ふ」るに足る「史乗」を「我が臺南」に残すこと、その「史乗」によって「風俗人情」の「習尚」を記載し、「帝國」の「政教制度」のもと人民の教化にをすすめることを主張している。同様な主張・記載は他の漢文地方志の序にも見られる。先に日本人委員として『臺南縣志』編纂を行った瀬戸晋の序を引いた。瀬戸は序の中で「為政の要は風俗

⁵³ 『苑裡志』序。

⁵⁴ 『臺南縣志』序。

人情を詳悉するに在り。風俗人情を知らんと欲すれば諸史乘を徴するよりも善きは莫し、「南州の風尚を存し、後人の考証に資する」等々と記したが、蔡においては瀬戸よりも更に積極的に「政教」に介入することが主張されている。

2.4 地方志編纂と「風俗」

漢文書籍の「序」「跋文」はあくまで漢文的修辭に満ちた文章であるから、そこに編纂者たちの本音はない、とみることもできるかもしれない。あるいは統治者に対する被統治者からの「おもねり」や美辞麗句であるとの解釈もできるだろう。修辭の向こう側の編纂者たちの意向はいずこにあったのか。漢文地方志のうち、④『苑裡志』と⑥『樹杞林志』には「謹按」の語を用いた本文注釈の形で、編者の施政に関する建言が記載されていると先に記した。記載の注釈は多岐に及び、たとえば管内地理を記載した「封域志」において「散雜小山」については記載が煩瑣となるため記載しない⁵⁵といった純然たる注釈もある、他方、用水を毀損する漁具を取り締まるように⁵⁶、生番（帰化しない原住民）を「剷撫」するように⁵⁷、あるいは遠路を迂回せず済むよう辨務署管内の町に郵便局を設置するように、とかなり具体的な建言も含まれている。

注釈の形での建言が特に集中しているのは「典禮志」である。地方志における典禮志・祀典志とは、地方官が職務の一環として執り行うべき年中儀礼、および公的に認められる（いわゆる淫祀・邪教でない）寺廟を記載する項目であった。『苑裡志』典禮志の「迎春」の項目には下記のような注⁵⁸がある。

按ずるに、迎春の大典、前に係^これ各府・州・縣に於いて例に循^{したが}ひ之を為す。今臺灣新領土と為り、縣に於いて辨務署を分置す。則ち亦た地方有

⁵⁵ 『苑裡志』上巻・封域志・山川。

⁵⁶ 『樹杞林志』建置志・水利。

⁵⁷ 『苑裡志』上巻・建置志・隘寮。

⁵⁸ 『苑裡志』と『樹杞林志』については、それぞれ互いの距離が近く、また日本の統治最初期にはともに「新竹県」に属したためか、文体は多少異なるもののほぼ同文面の注釈がしばしば付されている。

司の官にして前の州縣と何ぞ異ならん。迎春は況や係これ古制なり、我が帝國制度の大半は古遺にして、能く立春前に於いて各辨務署官をして倣ひて之を行はしむ⁵⁹。
(書き下しは引用者)

これは日本人官吏らの行う「正月祝い」をきわめて好意的に「古制」「古遺」であると解釈して注釈したものである。この好意的誤解のうえに、編者らは現在日本人官吏らによって行われていない儀礼についても地方官として適切に執行することを求めている。「祭社稷壇」の項目では、

前清國の擧祭、悉く其の舊に仍る。今苑裡、一辨務署を設く。新竹縣の屬なりと雖も、然るに疆を分かちて化を布くに、苑裡は居然として一地方なり。有司倣ひて之を行ふは、亦た以て社稷民人の寄を重んずるべきなり。惟だ執事之を圖れ⁶⁰。
(書き下しは引用者)

上に引いたのは社稷（土地と五穀）に向けた祭祀についてであるが、同じ発想に基づく建言は本文記載にも及んでいる。「祭社稷壇」、「厲祭」、「救護日月」、「郷飲酒」等の項目の後には、辨務署管内にある寺廟が「祠祀」と「祠廟」の2項目に分けて記載されている。ところが「社稷壇」など12ある「祠祀」の項目のほとんどは「未設」と付記がある。つまり管内に実際に存在する施設ではなく、編者らが地方官衙に存在すべき、と考える項目が列記されているのだ⁶¹。実際に存在する寺廟は「祀典に關する所に非ずと雖も、神靈の赫たるあり⁶²」として、公的な祭祀の対象ではないが付記するとの体裁で記載がなされている。

一般に、地方志本文は沿革・地勢等の淡々とした記述が続き、編者の主張が現れやすいのは序・凡例である。ただし「典礼」、「祭祀」、「風俗」および「学校」といった「教化」に関連した部分については編者の主観が例外的に表現される。それは日本統治下の漢文地方志のうち、序・凡例を欠いたもの

⁵⁹ 『苑裡志』下巻・典禮志・迎春。

⁶⁰ 『苑裡志』下巻・典禮志・祭社稷壇。

⁶¹ 同様な「あるべき」を記載する地方志記述のあり方は、南宋の時期よりみられるという（小島1996, pp.93-94）。

⁶² 『苑裡志』下巻・典禮志・祠廟。

についても例外ではない。たとえば⑦『嘉義管内采訪冊』は管内の打猫西堡・打猫北堡・打猫南堡・打猫東下堡下三分・打猫東頂堡の5つの「堡」（現在の嘉義県民雄郷ほか）について各々の風俗を記載している。打猫西堡の「土習」と「雑俗」のそれぞれの項目を下に引用する。

土習

衣食樸素にして土品は端嚴なり。所謂士の道に志すは、悪衣悪食を以て恥と為さざるなり。品を敦おさむれば則ち入りては孝、出でては弟なり。…土習、此のごとくんば、真に風すべきかな。

雑俗

蓋し風俗の奢華なるは人心の嗜好に由りて、其の一に趨くなり。一なる者は何ぞや。曰く戯なり。戯なる者は虚なり。一年の貨財を積みて一時の費用に充つ。…尤も甚だおさしき有りて應酬する所の者は、檳榔・煙・茶ビンロウ たばこを以て先と為す。男女好みて嚼かみて以て瘴氣を解く。必ず事有らば、此を以て之を罰するは可なり。…俗又た巫を尚ぶ。凡そ人の疾病有らば、或は道に請ひて以て災を禳ひ、或は僧を延して以て厄を解く。…是れ邪説の人を惑はし、財物を拐騙するなり。甚だ多く婦女之を信ず。文明の士のごとくに至りては、則ち然らざるなり⁶³。（書き下しは引用者）

前者は「あるべき」風俗であり、後者は「そこにある」風俗である。漢文地方志の編者たる台湾人名望家たちも現実にはこうした「雑俗」の中に身をおいて生活していたはずであるが、地方志記述において編者たちは郷土の「そこにある」風俗をあくまで自身と異なる他者として描こうとした。そしてこうした「あるべき」風俗のための「教化」にとって、日本の初期の統治はむしろ好ましい方向性のものとして受け止められた。『苑裡志』『樹杞林志』では清朝の「選挙」（科举による人材選抜）に日本の教育体制を比べて、

選挙表は俱にこ係れ清國舊制にして、諸れを他國に較ぶるに、少しく異なること無きにしもあらず。帝國の章程を聞くに、一人にして文武を兼學

⁶³ 『嘉義管内采訪冊』打猫西堡。

す。…上は帝國大學の科より、下は男女體操の學、以て外屬の専門諸學校に及び、凡そ心身家國の用に裨する有る者を擧げ、一一に焉れを求めず。人人之を教へ、次第に學習し、各長ずる所有りて後に材器に因りて使ふ。…選舉の方、當に必ず他國に較べ更に上と爲すべし⁶⁴。

(書き下しは引用者)

として苗栗県の国語伝習所設置を「造士の意」にかなうものとし、更に苑裡辨務署にも「學宮」を設け「國語學校、漢文學校」をそれぞれ置くよう建言している⁶⁵。こうした人材選抜に関する意見は、儒教教学と科学的な人材選抜制度の本質的な矛盾（儒教的知見を問いながらその制度の根拠を經典に見出すことができない）に起因するものであり、記述者である台湾の漢文地方志の編者たちがもった出自によるものでもあった。台湾在地の名望家たちは清朝統治下で公的行政の下位に組み込まれてしまっていた。日本軍に対し少なからぬ在地の名望家たちがゲリラ的抵抗を組織したが、各個に鎮圧され、中国大陸部に生活基盤をもつ者たちは対岸へ難を逃れた。ところが大陸部に生活基盤を持たない在地の名望家のうちでも下位の層（下層科学エリートである生員層）は土地を離れることができなかった。結果として、台湾に残り日本統治に抵抗した者も、本心はどうあれ日本統治に協力したのもの、清朝統治下では上層ではない者が少なくなかった、新しい統治者のもとで（日本側の思惑が籠絡・懐柔のためであれ資料不足を補うためであれ）再開された地方志編纂事業は、それまで資料収集者でしかなかった台湾在地の名望家らを編集執筆者の地位に引き上げてくれたのみならず、政治への参与への可能性を（結果的にそれは好意的誤解でしかなかったのだが）見せたのであった。

2.5 漢文地方志から和文地方志へ

先の表 0-1 で示した通り、日本統治の初期に編纂・刊行された「地方志」は漢文のみではなかった。本文が和文であり、かつ漢文地方志の体裁に一定

⁶⁴ 『樹杞林志』下巻・選舉表。

⁶⁵ 『苑裡志』下巻・學校志。当時、国語伝習所では漢文を入学時の学力試験として課しており、これも「国語伝習所」の目的を彼らに誤解させる一因になったのであろう（『臺北國語傳習所甲科生ニ漢文ヲ課スル議ハ認可ナラサル旨通牒』『類纂』明治三十一年・儒五年保存・第25巻・司法教學術・29）。

程度寄り添った和文地方志も日本統治の初期には編纂・刊行された。これら
和文地方志には、漢文地方志と同様に「序」が附されており、中には②『臺
南縣志』、⑪『新竹廳志』のように正則漢文の漢文「序」が附されたものも
あった。⑨『臺北廳志』、⑩『桃園廳志』に附された「序」は和文であるが、
通常の公文等よりも難解な語彙と訓読調の強い文体で記載されている。たと
えば1906年に刊行された⑩『桃園廳志』の「序」は後藤新平名義の文章で
あるが、

廳長竹内氏其稿本を以て、余に一言を請ふ、余や未だ盡く讀に暇あらず
と雖も、其大體は簡にして要を得たるを知る、故に甚之を嘉す。顧ふに
此より先き、府縣廳志采訪冊あり、山川草木政治風俗藝文等を具載す、
大抵遠きに詳にして近きに略なり、改隸前後の時の如きは、殆んど記載
のものなし、豈一闕典ならずや。故に各廳事務の暇を以て、廳志を修む
るあらは、則臺島の大勢を知るに於て他書を待たず、而して前を徴し後
に鑒するもの、其れ亦た此に在らん⁶⁶。 (句読点は原文ママ)

というような調子である。もっとも、すでに『臺南縣志』の諸「序」につい
て見たように、上記の「序」には多少の訓読調の修辭や漢語的語彙はみられ
るので、そうした「飾り」を取り払えば、つまるところ「改隸前後」の現地
状況に関する不備を新たな地誌によって補った、と述べているにすぎない。
ところが同じ後藤新平の名前で記されている「序」であっても、⑪『新竹廳
志』の「序」はやや調子が異なる。そもそも「序」には次のような訓点なし
の白文しか掲げられていない。

顧竹塹曩無專志其附見於淡水廳志者不順不備閱者憾焉里見仁甫守茲土之
年命屬官浪越重之修志重之固博古士也夙備史才…抑嘗聞王政之要在於具
立條式納民軌物今爵督兒玉公銳意圖治余承其指畫俾得推行王政之大旨其
設施悉考古徵今因時制宜而所謂考古也者則資於志前修有言曰志者不特表
彰文獻亦以輔政教仁甫夙知斯義志一出則其治聲較著者豈偶然哉⁶⁷

⁶⁶ 『桃園廳志』序。

⁶⁷ 『新竹廳志』序。

(原文ママ 以下、引用者による書き下し。顧^{おも}ふに竹塹^{さき}曩^にに専志無し。其れ淡水廳志に附見する者、不順不備にして閱する者憾とす。里見仁甫の茲土に守たるの年、屬官の浪越重之に命じて志を修めしむ。重之、固より博古の士なり。夙に史才を備ふ。…抑^{そもそも} 嘗て王政の要は具^{つぶさ}に條式を立て民を軌物に納るるに在りと聞く。今爵督兒玉公、銳意治を圖る。余、其の指畫を承りて王政の大旨を推行するを得しむ。其の設施、悉く考古徵今、時に因りて宜しきを制す。而して所謂考古なる者は則ち志に資せらる。前修言有りて曰く、志なる者、特だ文獻を表彰するのみならず、亦た以て政教を輔するなりと。仁甫、夙に斯の義を知る。志一たび出づるや、則ち其治聲較著なる者は、豈に偶然ならんや。)

こちらの序文では一転して「王政の要は具に條式を立て民を軌物に納るるに在りと聞く」、「其の設施、悉く考古徵今、時に因りて宜しきを制す。而して所謂考古なる者は則ち志に資せらる」等々、あたかも台湾統治の方針そのものが、漢文地方志の編纂者たる台湾人名望家が主張した価値観に近いものであるかのように記されている。その要因の一つには『新竹廳志』が原稿完成後に漢学者・館森鴻の添削を受け、彼の判断で全体の分量も大きく整理されたことがある。館森は『臺灣日日新報』『臺灣教育會雜誌』等において台湾人名望家たちと漢詩・漢文の交換を盛んに行っていた漢学者であり、彼らとある程度まで価値観の土台を共有していた。『新竹廳志』には館森による「後序」が末尾に掲載されており、後藤新平の「序」と文言の重複がみられることから、そもそも後藤名義で館森が起草した「序」であったのかもしれない。ただし、より大きな要因はこの「序」が訓読調の和文ではなく正則漢文そのもので書かれたことであつたろう。つまり正則漢文の「序」は台湾人名望家たちにそのままメッセージとして伝わるが、あくまで訓読調の和文であれば、その内容は台湾人名望家たちにはほぼ伝わらないためである。『新竹廳志』には庁長・里見義正（仁甫）による和文「序」が掲げられており、そちらには明確な日本側の姿勢が記されている。

清政府の時曾て淡水廳志の編あり而して三十年來復た之に繼くものなし且つ淡水廳志の編や往往にして我の要視する處彼^{かえつ}の卻て不要視するものありて隔靴搔痒の感あるを免れず^{ママ}（原文ママ）

また「序」に続く「凡例三則」には「前修の府志縣志には大抵方伎神仙古述藝文等を載せり此編は其の實用に切ならざるを以て之を省けり」とある。「我の要視する處彼の卻て不要視するものあり」「實用に切ならざる」というのが、日本側の地方志体裁に関する本音であった。この本音は漢文地方志と和文地方志の構成の差異にも表れている。次頁の表は、日本による台湾の領有直前に編纂された『苗栗縣志』と日本統治下の漢文地方志の『苑裡志』、および和文地方志の『臺北廳志』と『新竹廳志』の章立て・細目を対比してみた表である。

表からはまず『苑裡志』が清朝統治末期の『臺灣通志』編纂事業の中で編纂された『苗栗縣志』の体裁をかなり模倣していることがわかる。表中からは省いたが、『樹杞林志』は『苑裡志』より多少の記載項目が少ない程度でほとんど同じ章立てである。和文地方志の『臺北廳志』と『新竹廳志』はそれなりに過去の地方志を意識した構成をとってはいるものの、過去の漢文地方志から消えた項目・増えた項目を見てみると、日本人官吏たちが当時考えていた「要視する處」「實用に切ならざる」情報が見えてくる。地方官庁が行うべき「典禮」については辛うじて残ってはいるが「學校志」、「選舉表」（科挙試験合格者のリスト）、「列傳」および「文徵」（現地出身者による詩文）等はきれいに取り除かれている。「地方名士たちの同窓アルバム」（山本1998, p.20）たることも重要な機能であった伝統的な地方志に対して、そうしたものは地誌としては不要なノイズであると日本人官吏には捉えられたのである。

つまるところ地方志という記載形態そのものが、日本人官吏にとっては不要なノイズを少なからず含む、決して使いやすくはない資料であった。ゆえに地方志体裁以外の報告の充実は、日本側が積極的に地方志編纂を支援する動機の減退につながった。たとえば1896年9月に台南県管内の5か所（嘉義城内・塩水港街・^{まとう}麻豆街・^{ぼくしきやく}新港街・樸仔脚街）で編纂された資料集が5種類台湾総督府の公文書中に残されている⁶⁸。この資料集は、台南県の指示のもと嘉義支庁が調査すべき項目を各地の旧「総理」に正則漢文・官府文体混じりの文書で回答させることによって編纂された。旧「総理」たちに伝達

⁶⁸ 「樸仔脚街調査書類」『類纂』明治二十九年・臺南縣・永久保存・第47卷・内務門庶務部・8ほか。

表 0-2 漢文地方志と和文地方志の構成比較表

苗栗縣志 1894年編	封域志(沿革、疆界、道路、星野、山川)、建置志(城池、廨署、義倉、舖遞、街市、村莊、番社、水利、義塚、橋渡)	賦役志(田園、錢糧、戸口、叛產、雜稅、經費、鹽課、盤金)	學校志(學額、規訓、租息、義塾)、典禮志(慶賀、接詔、迎春、耕耜、祭社稷、厲祭、救護日月、鄉飲酒、鄉約、祠祀)	職官表(文職、武職)、選舉表(文學、副貢、恩貢、武舉)、列傳(文職、武職、先正、流寓、義民、孝友、列女)	物產考、古蹟考(古蹟、寺觀、園亭)、風俗考(風俗、番俗)、古蹟考、祥異考、文徵
苑裡志 1897年編	封域志(星野、疆界、道路、疆界道路續考、山川)、建置志(城池、隘寮、廨署、倉廩、舖遞、街里、橋渡、義塚、水利、番社、屯丁)	賦役志(戸口、田賦、官莊、屯租、叛產、水租、餉裕、鹽課、關樞、鑄政、郵政)	學校志(規訓、學宮、祀事、學額、家塾)、典禮志(慶賀、接詔、迎春、耕耜、祭社稷壇、厲祭、救護日月、鄉飲酒、鄉約、祠祀)	職官表、選舉表(文武、封贈襲蔭)、列傳(名宦、先正、義民、列女)	風俗考(土習、農事、女紅、工役、商賈、飲食、衣服、歲時、氣候、占驗、雜俗、番俗)、物產考、古蹟考、祥異考、文徵
臺北廳志 1903年刊	本廳位置、管轄區域、組織(縣及辨務署、組織ノ沿革、下級行政ノ機關)、地理(境界、地形、山岳、河川、市邑、鑛泉、氣象)	人民(民情、戸口、旌表及紳章、民事爭訟調停)、救恤(仁濟院沿革、同善堂及育嬰堂、行旅病人救護所)、租稅	教育、社寺(官幣神社、官廟、民廟、寺觀)	警察(警察沿革、保甲)、衛生(衛生沿革、阿片沿革、臺北避病院沿革)、土匪沿革	產業(農業、水利、商工業)、物產、交通(道路、鐵道、港灣、燈臺、河川舟路)、名勝舊蹟
新竹廳志 1907年刊	建置(建治の沿革、位置及地勢面積、山岳河溪及原野港灣、城池堡壘、衙署、倉廩、郵傳、埠圳、義塚、番社(番社番政の沿革)、街庄規則(下級行政及自治機關、住民の沿革)	財政(財政の體制、地租、屯租及番租、官租、丁賦、雜餉、附加稅)、地方稅、關稅及稅關釐局、土地田園及開墾)	教育(學政の沿革、書院規訓)、典禮(慶賀、接詔、迎春、耕耜、鄉飲酒、鄉約、祠祀、祠廟)	職官(廳官の沿革及官制)、司法(清律の沿革及律例の體制、司法衙門の組織及沿革、詞訟及刑罰の執行、監獄)、警察(地方事務、隘防警察、地保警察、保甲警察、海防及外事、雨量、氣温及風位、傳染病、獸疫)	殖産(産業の沿革、物産、製腦業、製糖業、製茶業、織機業)、兵燹

注) 筆者整理。括弧内は章立ての下の細目に相当する。表の簡素化のために武備志あるいは軍事の項目を省いた。また『新竹廳志』は章立ての順序を他の地方志に合わせて組み変えた。

された調査項目は、

第一條 全縣民人等集款項作何事業其收款是何方法

第二條 庄街或數庄街民人籌集款項作何事業其收款是何方法

第三條 各堡之設有何意義設堡之後有何方便

第四條 從前舊政府辦理熟番之方法如何其民有何異同⁶⁹⁾

など10項目と、それに続く20個の具体的な質問項目であった。とくに後者の質問項目は「要為官民公用之業場地而收用民間之田園宅地家屋官衙預先出示諭知而後收用之乎其示諭方法應如何」（官民公用の地面として民間の田畑・宅地・家屋を収容するならば、官衙は事前に告示を行ってのちこれを収用するか。その告示の方法はいかにすべきか）、「假如田園一段無分大小租而僅一業主者該業主欲自議分小租戶賣與他人而自己祇存大租份額另外尚要設立條規乎」（たとえば一筆の田畑が大租・小租⁷⁰が分かれず一経営者のみであって、その経営者が小租分を分けて他人に売り、自らは大租分のみを残そうとした場合、別途に約定を設けるか）など極めて具体的な諸質問によって構成されている⁷¹。こうした具体的な事例を調査者が直接発見できなかった場合に、仮定の状況を想定して尋ねる問答の方式は後年の旧慣調査に引き継がれる方式であった。「何を聞いたらいいか調べるために聞く」段階にあっては報告書・復命書、漢文地方志や諮問への「漢文」答申といった質的な記述形式は有用であった。情報の雑然さや慣れぬ体裁も含めて、全般的に得られる諸情報が重要であったからである。児玉・後藤体制の直前、すなわち水野遵民政局長の時代の終わりには、台湾統治は「何を聞いたらいいか調べるために聞く」段階から、すでに「調べるべきことを指定して聞く」段階に到達していた。それは更に体系化された「旧慣」調査事業や量的データの統計整理の次なる段階を準備するものでもあった。

⁶⁹ 「行政資料調査書進達ノ件」『類纂』明治二十九年・臺南縣・永久保存・第47巻・内務門庶務部・5。

⁷⁰ 大租・小租については土地調査事業に関連して後ほど改めて言及する。簡単に説明すると、大租とは小作用地の賃料、小租とはその用地を実際に小作に出して得られる小作料をいう。

⁷¹ 同上

3. 「漢文」的台湾統治の模索と消滅

3.1 「漢文」行政の日本統治下における継続

漢文地方志（あるいは和文地方志を含む）に対する台湾人名望家と日本人官吏の期待にはズレがあった。双方の意味付けのズレは「漢文」を用いるという行為そのものにもしばしば見出すことができる。自治的機構を経由した調査に際し、地方官庁と旧「総理」らのやりとりは清朝統治期に準じた文書様式と官府文体が用いられた。1895年9月、民政局殖産部長から「調査之方法粗、一定ナラサルトキハ比較上ノ便ヲ失スル儀ト相成ルニ付漸次右調査御施行ニ即ハ別紙要項ニ依リ御着手相成度⁷²」との依頼付で、糖業・茶業・度量衡・重要農産・土地・礦業・樟脳といった産業に関する調査項目（殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項）が地方官庁宛に示された。国立台湾図書館には、この殖産調査に関する旧「総理」からの直筆回答書の文書綴が『農業調査書』との書名題箋を附されて所蔵されている。本調査は1896年5月に台湾民政支部（台湾県⁷³）管内で行われたとみられ、管内10堡の「(大)総理」からの回答が記載されている。各回答は「殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項」で定められている重要農産調査要項の「重要農産ノ種類」、「産出ノ起原変遷及現況」、「栽培法及製造ノ概要并荷造法」等8項目⁷⁴に概ね対応して記載・提出された。以下、最初の回答文書に付された前書きと最初の項目「重要農産ノ種類」だけを抜粋してみた。

(1) 藍興堡（現台北市太平区近辺）からの回答

藍興堡大總理林汝言造報農產品調査要項

一 農民所耕有田園之不同則所産之種類亦不同如水田則出産米穀旱園則出産地瓜花生靛青甘蔗麻荳各等類

(2) 猫羅溪西堡（現台北市霧峰区近辺）からの回答

猫羅溪西大總理張春波謹將調査農産各項情形繕列於左

⁷² 「殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項」『類纂』明治二十八年・元臺南縣・永久保存・第15卷・内務門殖産部・33。

⁷³ ここでは北部（＝台北県）と南部（＝台南県）を除いた台湾中部の行政区画を指す。

⁷⁴ 前引「殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項」。

呈聞

一 査農民所産者乃粟豆麻麥黍甘蔗地瓜等類

(3) 南投堡（現南投県南投市近辺）からの回答
農産調査要項具稟

南投堡大總理吳朝章

一 重要農民所産種類 即米^マ麦^マ豆^マ麻^マ等類大宗産物

從來土地産物各有所宜如田土宜産豆麻此農

民因燥濕之地分別種類所産倍加收成也南投堡地方東西傍

山相離三四里南北地雖平坦而溪深土淺且水源短小不足灌

溉亦之而每值晴旱之際不論田園皆有失收之苦良可概也

況近山多霧不可産^マ麦田産^マ禾稻園産豆麻以及甘蔗菁仔

苦麻種類不一農民隨所宜而産之此大宗産物歷所可指也⁷⁵

(改行はすべて原文ママ)

そもそも「調査」はルーティンから外れた行為であったため⁷⁶、回答の長さも形式もすべて異なっている。読むだけであれば、「等類」（「～の旨」との結語）、「呈聞」や「具稟」（いずれも「～と以下報告」との引用語）ほか官府文体特有の用語を把握してさえいれば「漢文」リテラシーをもった明治期の日本人官吏らは読解が可能であったろう。とくにこの場合はルーティンの行為でなく特有のフォーマットがなかったために比較的正則漢文に近い記述の文体が用いられているから、より読解しやすかったはずである。

しかしこれを書く側になると事情は異なっていた。1896年12月、前月に命令された官租（官有地の小作料）調査について「各里旧^マ總理等」への督促を検討する鳳山（現高雄）出張所の伺書が残されており、そこには指示の案文と「訳文」が対置されている。

接

大日本帝國政務ノ利便ヲ圖ルハ幸福ナル新日本良民ノ義

⁷⁵ 以上、国立台湾図書館所蔵『農業調査書』（所蔵番号 0792223）より引用。

⁷⁶ ただし犯罪者の捜索のための「奉査」や地誌のための情報収集の「探訪」はあった。

務ニ屬ス本廳曩ニ尔等ニ向ヒ官田小作人名并官租額ノ
 調査簿ヲ措定ノ期日ニ差出スヘキコトヲ命セリ然ルニ今ニ
 至ルモ之ヲ行ハス遲滯ノ責小ナリト謂フヘカラス仍テ速ニ調製
 呈出以テ良民ノ本分ヲ完フスヘシ若シ猶遲滯命ニ應セサル者
 ハ嚴重ノ處分ヲ加フ可キ
 ママ
 訳文

圖大日本帝國政務之便實屬尔等新日本之良民之義務
 本衙曩時曾經通飭尔等速行將官田小租人名田園住址
 及官有之租額備細按查稟報然延緩至今未見呈稟其
 濡滯悞事誠堪痛責茲再諭仍宜運行檢査呈稟本
 衙以便尽良民之分倘仍遲滯不應命者本衙重究
 ママ
 弁切々特示⁷⁷ (改行は原文ママ、傍線は引用者)

上記の引用文中傍線を引いた部分が意味内容の対応する部分である。正文たる文語体の案文と副文たる「訳文」の文体はきわめて異なっている。本来官府文体は日本式の訓読に馴染まない文体であるが、強引に後の「訳文」を書き下してみると次のようになる。

本衙は曩時に曾經^{かつ}て尔^{なんじ}等に^{つうちよく}通飭して官田小租の人名、田園、住址及び官有の租額を將^{もつ}て細を備ふるを速行せしむ。稟報^{ひんぼう}を按査するに、然るに延緩して今に至るも未だ稟^{ひん}を呈するを見ず。

原文であるはずの案文と、上の「訳文」書き下しとを比べてみれば、漢文訓読調の文語文と後者の官府文体はいずれも広義の「漢文」のはずながら、書き下しの変換を通じた相互理解に困難を伴うことがわかるであろう。候文に代えて近代日本が導入した文語体は漢文訓読体に起源をもつ。ゆえに習熟と工夫によって、官府文体を訓読を経て理解可能な「漢文」となすことも不可能ではなかった。だが、日本統治下の台湾において、官府文体は「漢文」のバリエーションではなく、翻訳を要する別言語＝「土語土文⁷⁸」として取り

⁷⁷ 「官租取調并同上ニ關スル督促ノ件（告示第三号）」『類纂』明治二十八年至明治二十九年・元臺南縣・永久保存・第13巻・官房門秘書部・17。

扱われた。1896年11月、警察官にして漢学者⁷⁹であった佐倉孫三は「告論文体ヲ改ムルノ議」との建言を提出した。長くなるが一部を引用したい。

土民ノ慣習常例ニ拘々トシテ内外本末ノ分ヲ紊ルヘカラサルハ勿論ニシテ可成的我政度慣例ニ據ラシメ以テ其思想ヲ一新セサルヘカラス…其國文ノ体ヲ破リ輕重ノ分ヲ紊シ威信ヲ損スルニ至テハ其關係スル所甚大ナルヲ知ルナリ枉テ清朝時文ノ体ニ擬シ難澁晦昧再讀スルモ尙ホ通曉シ易カラサルモノアリ是レ一ハ起稿者其人ヲ得サルト一ハ創草ノ際推敵ノ暇ナカリシトニ因ルベシト虽モ抑亦文辭ヲ輕視スルノ誤アラスンハアラサルナリ夫レ本島人民尙未タ開ケスト虽モ古來文字ノ國ニ支配セラレ間々學識アリ文辭ヲ能クスルモノ無シトセス然ルニ粗雜ノ文字ヲ掲ケ人民ニ公示セハ或ハ恐ル彼輩ヲシテ日東國武力餘リアリテ文辭足ラスト云フカ如キ誹評ヲ爲スモノアランコトヲ…本島ノ告論文モ強チ清文体ニ依ルヲ要セス先ニ國文（即チ漢字交リ 假名文ニアラス）ヲ以テ之ヲ掲ケ其後ニ清文ニ譯シタルモノヲ參考ニ供セハ土民ヲシテ自然ニ我文ヲ知得セシムルノ一助ト爲スベシ然ルニ若シ國文ヲ以テスルハ尙早シト爲サハ極メテ平易簡明ナル真ノ漢文ヲ要ス難澁通讀スベカラサルカ如キ時俗ノ文ヲ以テスベカラス⁸⁰（傍線は引用者）

佐倉がここで批判している「清文体」や「時文」とは先に記した植民地統治以前の清朝の公用文体＝官府文体を指している。これは古典を模倣した狭義の「漢文」＝正則漢文を学ぶ漢学者たちにとっては「真ノ漢文」でないとみなされる体のものであった⁸¹。佐倉の建言は総督府に容れられ「一般人民ニ出示スル論告文体ハ漢文又ハ通俗漢文ヲ以テ揭示致居處右ハ自今片假名交リ

⁷⁸ 「臺灣適用公用文例外一書ヲ吉島俊明ニ囑託」『類纂』明治三十一年・乙種永久保存・第53卷・教育学術・41。

⁷⁹ 旧二本松藩の出身。伊能嘉矩や内藤湖南のように、旧東北諸藩出身の士族子弟として漢学教育をうけ、台湾に渡航してきた人材が統治初期には少なくなかった。台湾へ赴任した経緯は異なるが、後藤新平も広い意味で彼ら東北士族系人材と同じ背景をもった人材であった。

⁸⁰ 「論告文体制定」『類纂』明治二十九年・甲種・永久保存・第5卷・文書外交衛生戸籍及人事・10。

⁸¹ これは佐倉独自の見方ではなく、同時期の総督府からの通牒にも「本島人ノ漢文ハ本島特殊ノ時文ニ屬シ古體ノ漢文ニハ通シ不申候処内地ハ却ツテ古體ノ漢文ニハ相通シ申候」といった表現がみられる（前引「臺北國語傳習所甲科生ニ漢文ヲ課スル議ハ認可ナラサル旨通牒」）。

文ヲ以テ出示スルコトヲ一定シ漢譯ヲ添付スルコト」と指示がなされた。各県・支庁での告示はいわゆる文語文が正文となり、それに副文として「漢訳」が付されるようになったのである⁸²。しかしながら実際に正文の文語文に対する副文として付された「漢訳」には官府文体が使用された。佐倉は「切々特示」等の官府文体的用語使用を批判すると同時に、「粗雑ノ文字ヲ掲ケ人民ニ公示セハ或ハ恐ル彼輩ヲシテ日東國武力餘リアリテ文辭足ラスト云フカ如キ誹評ヲ爲スモノアランコトヲ」と主張した。だが彼の建言は皮肉にも「文辭足ラス」と被統治者に思われぬようにとの配慮から、副文たる「訳文」に官府文体を残すこととなった。結果として被統治者から見る限りにおいて（統治者から見ると正文は「日本語」の文語文なのだが）依然指示は官府文体で行われ、それによって日本人らが以前の清朝を継承する新しい官府＝統治者であることが理解されたのであった。

日本側の諸調査においては日本統治以前の「旧」文体も把握すべき慣行の一部であった。1897年12月、「臺灣ノ制度文物其他各般成規慣例」および「台湾各地ノ風俗習慣等」を調査し「民政ニ属スル各般法令ノ漢譯ヲ査閲」することを目的とした民政局臨時調査掛の設置が決定され⁸³、翌年1月より日本人官吏6名と台湾人囑託1名での運用が開始された⁸⁴。発足後、臨時調査掛では掛員より掛長に対して「要求案」が提出された、その項目の1つに、前出の佐倉の建言と似通った一文がある。

支那ニテ官府文ヲ掌ルモノハ一種ノ専門學者ニシテ…地方衙門ニハ文案ナル稱アリ…法則極メテ嚴重ナリトス日本儒者ハ目シテ當世文ナリナド、言…現ニ掛員共ヲ始メ顧問トセル所ノ某秀才ト言ヘルモノ、如キ固ヨリ此官府文専門家タルノ資格ナシ蓋シ從來ノ意味サヘ分レバ宜シ主義ニテ経過シ又経過スルノ已ムヲ得サル次第ナリシモ所詮此儘ニテ安神スヘキニ非ス第一對岸國ニ對シ又島内トテモ市隱野隱ニ眼識者モアルベク

⁸² 前引「諭告文体制定」。

⁸³ 「民政局臨時調査掛設置ノ件」『臺灣総督府公文類纂』明治二十九年・甲種・永久保存・第2巻・官規官職・12。

⁸⁴ 「事務官杉村濬臨時調査掛長ニ御囑雅文・草場謹三郎・谷信近・藤田捨次郎・白井慎太郎同調査掛員ニ陳洛ヲ同用掛ニ任命ス」『臺灣総督府公文類纂』明治三十年・乙種・永久保存・進退追加第1巻甲・官規官職・9。

此等ノ輩ニ對シテモ心恥カシキ次第ナリ⁸⁵（傍線は引用者）

上記の主張は一見佐倉の「粗雑ノ文字ヲ掲ケ人民ニ公示セハ或ハ恐ル彼輩ヲシテ日東國武力餘リアリテ文辭足ラスト云フ」との主張に似通っているように思われる。実際（被統治者から見て）稚拙な文章を統治者が被統治者に示すのは威厳に関わるとの論理は同一である。しかし「要求案」における調査掛員らの意見では威厳に関わる「ゆえに」の論理が転換されている。すなわちこれらが特殊な文体であるがゆえに、

掛員共毎ニ漢譯ニ從事スルニ方リ原案ノ缺點ヲ見出スコト少ナカラズ蓋シ譯者ハ…躬ラ土民ノ心持ヲ以テ玩味スルヲ以テ比較上最モ多ク其ノ缺點ヲ見出スナリ而シテ從來其缺點ヲ立案者ニ注意スルモ立案者ハ決裁^{ママ}濟ノ一語ヲ盾トシテ採用スル所ナシ是ニ於テ乎譯者ハ唯々トシテ日本文字ヲ支那文字ニ改作スルアルノミ當掛既ニ制度習慣ヲ調査スルヲ以テ職責トセル以上ハ即チ總督府立法上ノ顧問トシ政治機關ノ一要素タルヲ認メラレタルヲ信ズ^{ママ}（傍線は引用者）

との主張が導かれている。統治上の威厳を保つにおいて必要な異言語を解する「譯者」の専門家集団であるがゆえに、「土人ニ對シテ施行サルベキ律令府令告示案等ハ決裁ニ先タチ必ス當掛ノ意見ヲ諮詢スヘキ」「總督府立法上ノ顧問トシ政治機關」たりうることが主張されている。これは通常の通訳や調査者の権限を越えた職権を彼らが求め始める兆候であった。掛員からの意見具申を反映し、1897年3月、杉村掛長は水野民政局長宛に「曩ニ當掛ヲ設置セラレ其職責ハ重ニ舊制慣例ノ調査ニ在リ乃チ既往立法上ノ缺ヲ補シテ其一機關タルニ餘力ナシトセス⁸⁷」等の権限拡張を願い出る具申書を提出した。その後法令案の調査係への回覧について許可はされたが、実際の権限が付与されぬまま調査事業は水野民政長官の更迭と児玉・後藤体制の到来を

⁸⁵ 「調査掛沿革」『臺灣領有ニ關スル資料』第2冊 国立台湾大学図書館所蔵伊能嘉矩手稿（文書番号 M052-02-0155-0174）。

⁸⁶ 同上。

⁸⁷ 「舊制舊慣ニ關スル法案ハ臨時調査掛ニモ回附」『類纂』明治三十年・甲種・永久保存・第9卷・文書・5）。

迎えた。

3.2 児玉・後藤体制下の権力の地域浸透

1898年3月、そろって台湾に赴任した児玉源太郎総督と後藤新平民政局長のコンビは台湾統治の「改革」に乗り出した。まず同年6月に地方官官制が改正され、辨務署等の統廃合によって日本人官吏1080名が罷免された(沖田1984, p.77)。続く8月には台湾全土の住民を「保甲」に組織・所属させるよう指示がなされた。これは10世帯を1「甲」、10「甲」を1「保」として、住民から代表者を「保正」に任命し各地の日本人警察官の監督下に置く一種の隣組制度であった。各地の住民はそれまでの一般行政系統(県・庁一街庄)と新しい警察行政系統(派出所一保一甲)へ二重に所属することになった。そして保甲を通じた住民把握と、武装解除と免罪を条件にした帰順呼びかけによって抗日ゲリラの活動は急速に鎮静化していった(沖田1984, pp.78-79)。総督府内の反対派と総督府外の抗日ゲリラの2種類の「敵」を抑え込んだ児玉・後藤体制は、本格的に台湾統治体制の組み換えに着手していった。後の台湾植民地統治の基盤となる体制の多くがこの児玉・後藤時代に形成されるが、その最も大きな基盤となったのは、土地調査事業・旧慣調査事業・戸口調査事業といった調査事業の展開であった。一連の事業は調査対象を異にしつつも、相互に密接に結びつき、総督府が集権的に推進した巨大事業だった。

台湾統治の最初期にあっては、基本的な発給文書・徴税台帳等が失われてしまったため、まず地租や各種間接税の基本的な制度調査から着手しなくてはならなかったことは先に述べた。基礎からの調査により明らかになったのは、何よりも台湾における土地所有形態の複雑さであった。簡単に模式化して説明すると、漢人入植により発達した台湾社会では、初め開拓者(墾戸)による開拓がすすめられた。開拓に成功した者は地方官庁に田畑を登記し、小作人(佃戸)を集めて地主経営をはじめた。ところが開拓・入植の進行によって移民社会が成熟していくと、当初の開拓地主たちは地主経営を第三者(小租戸)に委ね、彼ら直接小作人を集めて地主経営を行う小租戸から土地の賃貸収入を集めて官庁に租税として納める存在(大租戸)となっていった(江1974, pp.7-30)。これはあくまで一模式であるから、実際の土地に対する関係は地域差や細かい貸借関係が入り混じって複雑を極めていた。

植民地としての財政健全化のため、地租徴収の確保は児玉・後藤コンビにも強く要請されていた（江 1974, pp.75-76）。1898 年 9 月、総督府内に新しく臨時台湾土地調査局が設置された。一般行政系統・警察行政系統とは別に、新たに県・庁ごとの調査支局がおかれ、各辨務署に調査派出所が置かれた。調査派出所長は辨務署長が兼任して、総督府派遣の日本人調査員が土地測量にあたった。測量にあたっては現地の台湾人補助員のほか、やはり台湾人の街庄長も動員された（江 1974, pp.155-156）。測量により面積が確定された土地は、所有者の確定と地租額の確定が行われて⁸⁸、事業は一旦の完成をみた（江 1974, pp.115-116）。土地調査事業において各地の派出所に対して求められていたのは単純な測量のみではなかった。派出所の調査員たちには各種の「旧慣」についても報告書を提出するよう求められていた。土地に関する慣行、土地調査に関わる地域の権利関係のみならず、売買・貸借の慣行といった慣行情報が土地調査事業の組織系統を通じ各地から総督府に集約された⁸⁹。1901 年 7 月には、総督府の本局より「準備員ニ於テ舊慣調査ノ際乾隆初年及其已然（康熙雍正）ニ係ル告諭文又ハ契字類ヲ発見候時ハ資料俵令其事項ニ直接関係無之候トモ謄写ノ上提出候様御取計相成度⁹⁰」との指示が出されている。のちに旧慣調査事業の集大成として刊行された『臺灣私法』に豊富に引用されている民間資料のリソースの一部は土地調査事業の副産物でもあった。

児玉・後藤体制下では、それまで官吏たちの本務の片手間と各々の熱意によって運営されていた臨時調査掛ほか慣行調査の組織が大々的に拡張された。1899 年 2 月、後藤新平のブレーンとして法学者・岡松参太郎が台湾に赴任した。岡松のイニチアチブ下、1900 年 4 月より臨時事業として旧慣調査会が発足し、同年 10 月には臨時台湾旧慣調査会規則に基く臨時台湾旧慣調査会が正式設置された（春山 2008, pp.264-270）。本格的な活動を開始した 1902 年に委員・囑託など 36 名であった同組織は、1909 年には 97 名の大所

⁸⁸ 清朝統治下の 1880 年代にも土地調査事業（清賦事業）が行われた。同事業は各地の農民の反抗によって頓挫したものの、土地の基本的な帰属関係の整理という点では日本時代の事業に遺産が引き継がれたといわれる（江 1974, p.43）。

⁸⁹ 「舊慣調査方各派出所へ通牒」『臨時臺灣土地調査局公文類纂』明治三十二年・永久保存・第 22 卷・監督課・126。

⁹⁰ 「舊慣調査書差出方照會」『臨時臺灣土地調査局公文類纂』明治三十四年・永久保存・第 35 卷・監督課・53。

帯に成長した⁹¹。潤沢な予算と人員に支えられながら、内地から來台した法学のプロフェッショナルたちが各地より集められた資料をもとに「旧慣」＝体系化され成文化された慣行法をまとめていった。総督府本体の調査機構の充実とともに、総督府外の外郭団体として台湾慣習研究会が設立された。同会の1903年の会員数は1520名に上ったが、うち民間人は99名のみで、全台湾の官吏の3分の1以上が入会する大組織であった⁹²。しかし組織の規模にもかかわらず、公的機関の臨時台湾旧慣調査会に比べて、外郭団体である台湾慣習研究会の調査活動は必ずしも順調ではなかった。というのも、あくまで民間団体の体裁をとったため、同会は独自の現地調査機構をもたなかった。ゆえに各会員からの寄稿文の資料源は彼ら個々の収集によるか、あるいは許可をえて総督府が収集した旧慣資料を閲覧し、会誌『臺灣慣習記事』に転載⁹³したものを引用するかであった。

旧慣調査事業のための資料収集には、土地調査局の系統のみならず、各地の保甲組織も活用された。それまで必要に応じて旧「総理」や調査委員を派遣して行われていた調査に代えて、警察官が直接管轄下の保甲を訪問して行う常設組織を介した調査システムが構築された。台湾人の日本語人材も次々に輩出されていき、通訳としてのみならず下級警察官として採用される者もいた。日本人警察官と台湾人の末端吏員は近代的統計調査のための経験を蓄積して、各地で収集された量的なデータを近代的統計（センサス）に編纂するシステムが成熟していった。システム構築の成果として、日本内地に先駆けて1905年には台湾全島のセンサス調査（第1回臨時台湾戸口調査）が行われた（佐藤 2011, pp.223-230）。各種の量的・統計的なりソースが充実したことによって、日本人官吏の出張報告書・復命書や、台湾人名望家たちへの「漢文」諮問、旧「総理」を介した間接調査といった質的なりソースの価値は相対的に低下していった。

諸調査事業は、相互に関わりあって総督府への集権化を進め管理的な植民地体制を構築していった。それとともに旧「総理」たちを仲介者にする応急措置的な「間接統治」は、保甲による警察行政経由の直接統治に切り替わっ

⁹¹ 臺灣総督府職員録系統 (<http://who.ith.sinica.edu.tw>) を参照。

⁹² 「總會席上に於ける鈴木幹事長の報告演説大意」『臺灣慣習記事』第3巻3号、1903年。

⁹³ 「舊慣調査書類閲覧及記事二掲載方臺灣慣習研究会へ認可」『類纂』明治三十四年・乙種永久保存・第21・文書衛生外交・8。

ていった。囑託身分を失った台湾人名望家や旧「総理」が行政機構内に留まるには、警察官の管轄下の保甲のトップ（保正）となるか、辨務署の下の街庄長となるしかなかったが、そこで彼らに与えられるのは、もはや調査に訪れた警察官や吏員たちに情報を提供する客体的な立場でしかなかった。

3.3 新たな「漢文」的社會領域の出現

児玉・後藤時代における台湾統治体制の変容と共に「漢文」と統治の関係も少しずつ変容をしていった。これは統治側と地域社会の関わり方が前掲の3調査事業を通じて変化し、それとともにインターフェイスとしての「漢文」の位置づけも変化したためである。しかし児玉・後藤時代にあつては「漢文」の利用そのものが減少したわけではなかった。児玉・後藤時代をふくむ植民地台湾初期の時代は、実は「漢文」使用が非常に盛んとなった時代でもあった。たとえば詩社（漢詩サークル）ブームによって清朝統治下では10あまりであった詩社が200あまりまで急増した（黄2007, p.188）。児玉以下日本人官僚は挙つて漢文を詠み、台湾人名望家たちも漢詩で応じる漢詩「唱和の空間」が形成されたのはこの時期であつた（齋藤2009, pp.42-45）。

正則漢文を中心とした「漢文」利用を拡大する新しいメディア＝新聞の出現もあつた。1896年6月に施政一周年を期に創刊された『臺灣新報』は各種の政令等を転載する準官報的な役割を果たした。薩摩閩系の人脈によって創刊された『臺灣新報』は、後から発刊された長州閩系の『臺灣日報』との対立を深め、児玉・後藤時代の1898年5月をもって両紙は『臺灣日日新報』に統合された（石原1928 pp.1-5）。『臺灣日報』は第1面が漢文欄となつており、第2面以降に和文記事が掲載される紙面構成がとられた。『臺灣日日新報』統合後しばらく漢文欄は和文の後の第5面以降に移されていたが、のち漢文欄にも新聞名題字が掲げられるようになって事実上和文版と漢文版が分けられた。1905年には漢文欄が完全に日本語版から独立して『漢文臺灣日日新報』と改称した。

漢文欄が『臺灣日報』『臺灣日日新報』の第1面（または第1面に見えるよう）に配置されていたことは、当時の台湾での「新聞」の用いられ方と密接にかかわっていた。1898年8月、総督府の官報（府報）にそれまで同時掲載されていた漢訳文を通常の府報とは別の「府報抄訳」として配布すること、および台湾日日新報に対してこれら公文漢訳を掲載することが命じられ

た⁹⁴。この指示書には、

公文ヲ府報ニ掲載スルノ外必要ナル事項ハ別ニ附屬シタル説明ヲ漢文ニテ記述シ之ヲ新聞本紙ニ掲載スル^{こと}ニ致シタシ…土人ヲシテ周知セシムルニ際シテ新聞紙其物ヲ以テ安神スヘキニ^非ラサレハ各辨務署ハ勿論街庄役場ニ右新聞紙ノ配布ヲ圖ルト共ニ辨務署及街庄役場ヲシテ該漢譯文ヲ寫取り大書シテ門前其他ノ場所ニ揭示セシメラル、様⁹⁵（原文ママ）

と記されている。指示内容からは、当時の「新聞」がかなり台湾人を意識したメディアであったとともに、揭示して統治者からの指示内容を広めるための回路として利用されていたことがわかる。辨務署の参事等をつとめた台湾人名望家たちも、植民地の職員としてこれらの新聞には当然日常的に目を通す習慣を身に着けていったはずである。

もっとも『臺灣新報』、『臺灣日日新報』の漢文欄は、総督府のプレスのみをただ掲載したわけではなかった。内外の各種情報が正則漢文に訳されて報道され、そこには先進「文明」に関する諸情報も含まれた。各地の台湾人名望家や日本人官吏から寄せられた情報や、散文・詩文を掲載する一種の公共空間的な性格も帯びていた。たとえば漢文地方志の1つ『苑裡志』の場合、編纂情報と序文が『臺灣新報』に掲載されてその活動が台湾各地に伝えられていた。『苑裡志』編者の蔡振豊は、『新竹縣志初稿』編者の鄭鵬雲らとともに漢文欄へ詩文を寄せる寄稿者の1人でもあった。新聞以外にも、児玉・後藤時代の調査事業の進展によって、各種調査事項に関連した雑誌も次々に刊行されるようになった。1901年1月の台湾慣習研究会の『臺灣慣習記事』創刊、同年7月の台湾教育会の『臺灣教育會雜誌』創刊は、もともと主に日本人の官吏や調査関連の学者を対象にしたものであった。しかし単なる調査事項の学術的発表に留まらず、会員からの短文・詩文等の寄稿や台湾内外の情報を掲載する場としての側面をこれらの雑誌は有していた。後者の『臺灣教育會雜誌』には漢文欄が設けられていたことから、日本人漢学者や台湾名

⁹⁴ 「府報中公文漢譯ヲ別紙ニ改ム、府報抄譯印刷方命令」『類纂』明治三十一年・甲種永久保存・第7巻・恩賞文書・25

⁹⁵ 「府報中公文漢譯ヲ別紙ニ改ム、府報抄譯印刷方命令」『類纂』明治三十一年・甲種永久保存・第7巻・恩賞文書・25

望家からの漢文寄稿（論説・史伝・詩文ほか）が行われ、期せずして新聞同様の島内新「メディア」としての役割を果たすことになった。

『臺灣日日新報』では正則漢文による懸賞論文もたびたび募集された。1900年に児玉・後藤が呼びかけ、台湾人名望家を組織した「揚文会」は、広義の「漢文」的文化活動の宣揚を宣言した。しかし「揚文会」は台湾人名望家からの建言集として『揚文會策議』をまとめたあとは、実質的な活動実態を失ってしまった（許時嘉 2014, pp.241, 270-271）。「揚文会」の活動の不振には、同会に政治的な実態を持たせたくなかった総督府の思惑や、『揚文會策議』の建言が儒教理念に則った模範解答的内容にすぎて役に立たなかったという事情もあったろう。だが、同時代に『臺灣日日新報』や『臺灣教育會雜誌』といった、台湾人名望家にとってより多くの知識人の目に触れる（と彼らには思われた）「メディア」がすでにあつたことは関連する背景として十分に考慮するべきである。『臺灣日日新報』の懸賞論文広告の序文には、当時の「メディア」としての同紙の性質と「揚文会」にも通じる色濃い古典的な「揚文」の精神が現れている。

臺島亦た斯文の淵藪なり。讀書稽古の儔、夙に文章を以て専門の學業と為す。近くは考試已に廢すと雖も、風、尚ほ稍殊に然り。而して翰墨情を怡よろこばすに、素より習者の技癢無きにしもあらず。此の方隅各處、猶ほ音信を以て遙かに賞析奇疑を通じ、諸の報章を登せて互ひに相質証するを得。豈に吾人の樂事に非ずや⁹⁶。（書き下しは引用者）

日本統治下の漢文地方志編纂に関わつた蔡振豊・鄭鵬雲らが『臺灣日日新報』に詩文を寄稿していたことはすでに触れたが、彼ら以外にも清朝統治下の『臺灣通志』編纂事業に関連して『彰化縣志』の資料収集を担当した呉徳功などの台湾人名望家も『臺灣教育會雜誌』へ盛んに正則漢文の史伝・列伝・詩文を寄せていた。過去の研究（王世慶 1985；呉密察 1997）では（正則）漢文で記された『苑裡志』等や和文で記された『臺北廳志』等の刊行物のみを「地方志」として扱う傾向があつた。しかし同時代の『臺灣日日新報』や『臺灣教育會雜誌』の漢文欄を見てみると、地方志に準ずるような風俗・列

⁹⁶ 「懸賞論文告白」『臺灣日日新報』1901年3月19日。

伝の寄稿が定期的に寄せられていたことに気付く。たとえば『臺灣日日新報』の1899年11月には花蓮の風俗志として「奇萊誌畧」、『漢文臺灣日日新報』には1905年9月に「嘉義俗情」「竹邑風俗」、また1908年8月に「宜蘭片影」といった主に風俗記事を整理した漢文記事が掲載されている。より地方雑報的な性格の強い「雜信」「彙誌」「兩誌」等々の記事については、体裁を変えながら紙面上に絶えず掲載されていた。

こうして漢文地方志編纂は、台湾人名望家たちの側にとっても決して魅力的なものではなくなっていった。地方志編纂の場合、編纂者として自身の主張を存分に展開できるのは数人に限られる。それ以外の動員された人々は、過去の官修地方志編纂事業におけるのと同様に地味な資料収集役へ回らざるをえない。それでもその作業を「名誉とでも考えるより他にない」ものと考えたのは、地方志が文化資本の乏しい台湾において貴重な「メディア」の役割を果たしていたためだ（呉密察1997, p.11）。台湾人名望家たちは日本統治下で出現した新聞や各種雑誌といった新「メディア」や詩社のネットワークに自らの文名誇示の舞台を移していったのである。

3.4 公的領域からの「漢文」の消失

1912年8月、総督府において地方行政を管轄した民政局地方部より、各地方の庁長（1901年より県制は庁制に改組）に対して、庁の官報（庁報）への漢文訳掲載取り止めにつき諮問が行われた。すなわち「廳命令告示告諭等漢訳文^{ママ}」について、

今日ノ状況ニテハ別ニ其ノ必要ナキニ認メラレ且領臺後十有八年ニ相成タルニモ拘ハラス尙未訳文ヲ付ケタルハ行政上ノ親切ニ出ツルモノナリトハ云ヘ一面本廳ノ體面上ニモ関スル義^{ママ}ト存居候⁹⁷（原文ママ）

とし、庁報に今後掲載を取り止めた場合の「支障ノ有無」について回答を求めた。全島12庁からの答申を受け、地方部は「宜蘭庁ヲ除キ之カ廢止ヲ為スノ最上ノ機会」との答申があったとして翌1913年1月に各庁へ爾後の庁報への漢文訳掲載廃止を通達した⁹⁸。だが、各庁からの答申をまとめた文書

⁹⁷ 「廳報廢止漢譯文廢止ノ件通達（各廳長）」『類纂』大正二年・十五年保存・第11巻・地方・1。

する指摘がなされていた¹⁰⁰。こうした普及の不十分さを多くの庁が認識していたにもかかわらず、最終的に総督府が廃止を断行したのは、「今日ノ儘ニ経過セハ何ノ年カ能ク廢スルノ時期ニ達スルヤ知ル可ラサル儀ニ有之」(台北庁)、「漢譯文ヲ絶對ニ登載セサルニ於テハ日本文ノ必要ヲ一層深クスルノ結果自然日本語ヲ研究スル者續出シ國文普及上ニモ裨益スル所大ナルモノアラント存候」(南投庁)といった(日本語普及の現状に関する消極的認識に発した)強硬策をこれらの庁が答申してきたためでもあった。ただし廃止に際しては、「法令ノ周知ヲ行フハ保甲職員ヲ補助セシムル」(桃園庁)、「廳命令告示告諭等ノ周知ノ手段トシテ保甲會議ノ場合ヲ利用シ口頭ヲ以テ公示」(台南庁)、「人民ノ利害其他ニ關シ特ニ重大ナル關係ヲ有スルモノハ別ニ其ノ漢譯文ヲ調正シ區長役場ニ掲ケル」(嘉義庁)のように、各庁において個別の補助対応をとることになった¹⁰¹。

廃止が最終的に断行された背景には、総督府と各地方官庁が街・庄(と区)、および保甲を通じた地域社会の把握に自信を強めていたことがあった。統治最初期の応急措置的「間接統治」の時代ならば、正則漢文のみならず、現地の従前の慣行に則った官府文体までを含む「漢文」がなければそもそも統治自体を回すことができなかつた。統治者としての自信を深めた各地方官庁からの答申には、もはや被支配者に能力を値踏みされることを恐れる支配者の奇妙な構図は見られない。かつて臨時調査掛が主張したような「島内トテモ市隱野隱ニ眼識者モアルベク此等ノ輩ニ對シテモ心恥カシキ次第ナリ¹⁰²」とのメンタリティはすでに過去のものとなっていた。統治者としての自信以前の問題として、日本人官吏側の「漢文」リテラシー自体が低下していたことも背景にあった。漢文訳掲載廃止問題と同時期の1909年から1917年、日本内地では訓読体の漢文叢書『漢籍國字解全書』(早稲田大学刊)が非常な好評を博していた。しかしこの好評は、明治末年から大正初年のこの時期「本來白文が建前であるべき原典」を掲げ、それに注釈を附する

¹⁰⁰ 佐藤正広は「1909年3月末現在で、街庄長および街庄費記1192人の65%にあたる770人は日本語が全く理解できない状態であった。…現地社会を自己の統治に従わせるため、総督府が組織しなくてはならなかった人々の実態は、総督府による統治開始後15年近くを経たこの時点でも、このようなものだった」(佐藤2012, p.38)としている。

¹⁰¹ 同上。

¹⁰² 前引「調査掛沿革」。

形式が日本人学習者に受け入れられなくなっていたことの反映に他ならなかった。つまり元来初学者向けに用意されていた訓読体の漢籍＝国字解が、白文原典に取って代わって「漢文」の本体になってしまいつつあった（町田1996, pp.226-227）。統治者と被統治者の共通言語として認められ、流通したのはあくまで日本人官吏にとっても素養とよべる正則漢文のみであった。実務用の官府文体は、台湾人間での共通の書記言語として通用性が高くとも、日本人官吏が十分に読解できない以上は、公的空間から排除されざるをえなかった。ところがこの時期、日本人官吏一般が「漢文」リテラシーを失い、正則漢文までも漢学者という専門家のみが自在に操りうるものへと変わっていった。統治者と被統治者（の一部を）を同じ精神的な共同体に所属させる正則漢文という媒介物を失ったことは、両者の間に明確な差異を作ってしまうことを意味していた。狭義の「漢文」の、とくに中核的な正則漢文のリテラシーを日本人が失ったことが、植民地的な支配する者・支配される者の関係を固定的なものにしていったのであった。

他方、1910年代頃まで専ら「漢文」の世界で叙述を行っていた台湾人名望家たちは、日本人側のこうした視線の変化に気が付いていなかった可能性がある。というのもこの時期までの日本人官吏たちと、台湾人名望家たちの「風俗」あるいは「旧慣」に対するメンタリティには近似性があったためだ。いわゆる旧慣温存とは、統治において許容可能な現地の慣行には極力介入せず、許容不可能な慣行についてのみ介入を試みる立場をいう。しかしこの許容可能と不可能を、当時の日本人官吏たちが統治上の合理性のみによって判断していたかといえそうでもない。たとえば1903年1月に「猥褻なるせりふ臺詞を用ひ或は見るに忍びざる所作をなす」演劇および「貸座敷營業者並に娼妓にして遊興を勧誘するものと認むべき廣告」について「風俗を害す」として総督府からの取締指示が行われた¹⁰³。これは日本人・台湾人の双方を対象にした指示であったが、「猥褻なる」演劇などの芸能は『臺灣日日新報』の和文欄よりも、むしろ漢文欄においてしばしば「破風傷俗」として批判対象となっていた。一例を挙げると、

¹⁰³ 「風俗に關する訓示（二件）」『臺灣日日新報』1903年1月30日、「風俗取締上ニ關シ各廳長へ通達ノ件」『類纂』明治三十六年・十五年保存・第30卷・警察監獄・5、「演劇興行ニ關シ風俗上取締方ニ付各廳長へ通達」『類纂』明治三十六年・十五年保存・第30卷・警察監獄・6。

淫詞互答

日前、大稻埕建成街に一男一女有り。口に淫詞を唱へ、互に相互酬答す。臺灣俗語に報歌と稱す。時に聚まりて聴くこと^{かきね}堵がごとし。之を觀劇に比ぶれば加倍して熱鬧す。而して唱和する所、皆男女相互淫慾の詞なり。傍人有り、此の事に言ひ及び、嘆じて曰く、汚穢瀆褻の詞なるかな、と。發して新聲を為す者、以て人を惑はして聴かしめ、風を傷ひ俗^{そこな}を敗るは、必ず是に於てなり。官に例有りて禁ずるや否やを知らず。

(書き下しは引用者)

のように、当局に対して取り締まりを求める記事もある¹⁰⁴。批判の対象は演劇などの芸能に留まらなかった。「迷信深い台湾人」という描写や批判は日本人官吏の記述に頻出するが¹⁰⁵、それは台湾人名望家の「民」に対する共有されたイメージでもあった。1905年の7月1日から13日にかけて、「臺灣習俗美醜十則」と題する10篇の懸賞論文が『漢文臺灣日日新報』上に発表された。諸論文で列挙された美德としての「崇聖教」「尊崇孔教」に対し、悪徳と指弾されたのは「迷信巫言」「過惑風水」「迎神賽會」「迷信鬼神」など民間信仰であった¹⁰⁶。もちろん『臺灣日日新報』については多少なりと当局の意向によって記事の取捨選択(あるいは編集者の作文)があったことは考慮する必要があるだろう。だが許時嘉が1900年の『揚文會策議』の各建言の分析を通じて明らかにしたように、人民教化のための便宜として民間信仰を一定程度許容しつつも、風俗を害する「淫祀」については極力排除を訴えるスタンスは当時の台湾人名望家に共通した思想¹⁰⁷であった(許時嘉2014, pp.257-267)。そして何より、これらは先に本論が取り扱った漢文地方志の、郷土の「そこにある」風俗をあくまで自身と異なる他者として描き、

¹⁰⁴ 「淫詞互答」『臺灣日日新報』1905年7月2日。

¹⁰⁵ たとえば高岡武明「公學校ノ修身科ニ就キテ」『臺灣教育會雜誌』第4号、1902年。

¹⁰⁶ 許紫鏡(1905年7月2日)、頭份生(1905年7月6日)、陳興伯(1905年7月8日)、西瀛少潮(1905年7月11日)、鑄腦(1905年7月12日)、王石鵬(1905年7月13日)など。

¹⁰⁷ 同様な思想は宋代の頃に既にみられた。すなわち儒者としての自身の理念上は排除すべき「淫祀」であっても、一官僚としては中央の判断や地域の慣行を優先せざるをえなかった(小島1996, pp.109-125)。他方、その同じ思想を利用して、「國典」を尊崇し「淫祀」を排除すべき、とする後の寺廟整理(1938年～)につながる思想の萌芽も『臺灣日日新報』の論説にはみられる(「建醮俗例宜革」『臺灣日日新報』1903年12月12日)。大正後期以降のこうした「漢文(脈)」の問題は今後の検討課題であろう。

「あるべき」風俗のための「教化」をめざす編纂者たちの基本姿勢であった。客観的にみれば、台湾人名望家たちはあくまで被統治者であり、日本人官吏たちこそが統治者であった。けれども漢文地方志の、とくに「風俗」関連記載におけるように、台湾人名望家たちの主観的な視線はむしろ統治者として、統治対象である「民」を見る側にあった。

1910年代も末になると、次第に日本語を習得し、日本語「でも」思考できる新しいエリートたちが台湾社会に出現するようになる。彼らはあるいは中国大陸部の新文化運動に呼応して「新文学」を提唱し、あるいは台湾における自治・民権運動を主導していった¹⁰⁸。彼らは支配者と被支配者の関係性が如実に表れる日本語の空間に入り、上の世代の名望家たちとは異なる立場、異なる形式による抵抗を組織していったのであった。

¹⁰⁸ たとえば1889年生まれのカイ培火は、国語学校卒業後に啓蒙運動・自治運動を開始し、台湾を訪問した矢内原忠雄を案内して『帝国主義下の台湾』刊行に貢献している。

4. 結論

4.1 「漢文」使用と統治形態の変容

本論では、植民地初期の台湾における「漢文」の使用状況を明らかにしながら、「漢文」を介した統治者と被統治者との関係の展開と消失をなぞってきた。統治の最初期において「漢文」が使用されざるをえなかったのは、植民地統治として統治者と被統治者の間に差異をつくりたいにもかかわらず、台湾人名望家ら被統治者の協力なくして統治体制を固めることすらできない現実であった。ゆえに統治者たる日本側は、自分たちが使いこなせた正則漢文のみならず、不慣れな文体である官府文体をも一定程度行政の中に取り込んだ。初代民政局長水野遵のイニシアチブによってすすんだ台湾社会の基礎的な調査・把握をベースに、彼の後を襲った後藤新平は、最末端の住民までを管理する統治機構を整備していった。後藤たちは調査事業を通じて末端まで伸ばした統治機構を強化し、間接統治風の「旧慣温存」の名を持つ直接統治の体制を作りあげた。後藤以前の応急措置的な「間接統治」の時代に、囑託身分によって行政機構の中に取り込まれていた台湾人名望家たちは、徐々に統治の現場から排除されていった。

しかしながら当の台湾人名望家の側は、一連の日本による統治拡張のプロセスを必ずしもネガティブにはとらえていなかった。清朝統治下において、台湾は経済的な周縁の後進地域であり、中国大陸部の沿海部のような出版市場とそれに付随する文化資本を欠いていた。台湾人名望家たちは、より高度な文化資本を備えた島外出身の地方官とその周辺の知識人に対して、文化的な下風に立たざるをえなかった。日本（植民地）統治の開始によって「漢文」による各種の答申や資料提供が求められ、また新聞・雑誌の「漢文」欄という新しいメディア空間が提供されたことは、台湾人名望家たちに、文化的な活動の幅が広がったものであるかのような感覚を与えた。だが実のところ、当時の「漢文」的社會領域は日本側によって管理・統御された空間に他ならなかった。そして、大正中期（1910年代末～）以降に出現してきた、日本語を操り、日本語でも思考できる新しい社会的エリートたちは、上世代の台湾人名望家たちとは異なって、もっぱら「漢文」の表現世界にのみ生きる¹⁰⁹ということではできなかった。彼ら新世代は、日本語を通して管理・統御の仕掛けの舞台裏をみるのができてしまった。一方日本人官吏たちも、

正則漢文のリテラシーを失うことによって、漢学者が専門職化し、台湾側と共通した「漢文」世界に入り込むことができなくなっていった。かくして大正中期以降の植民地台湾における新しい政治・社会活動も、統治者と被統治者の間の対立構造を指摘・批判する形¹¹⁰で展開していくことになっていったのである。

4.2 記述・記録をめぐる未来

最後に、いささか社会科学的な学問が対象とする「である」の分析からはみ出た「すべき」の議論を展開することを許してもらいたい。このことは普段フィールドワークに基いた社会学的な研究に従事する筆者が、本論のような歴史的角度からの議論を試みた動機とも連動している。

ポストコロニアル批評の流れをくんだ表象の主体性をめぐる議論は「文系」の諸学へ幅広い影響をもたらした。フィールドワークを通じた観察・収集・記述の学問においても、過去の研究の技法と調査者の立場性に対する厳しい批判が巻き起こった。たとえば、人類学者のジェイムズ・クリフォードらは『文化を書く』(Clifford & Marcus Eds. 1986)において外来者の民族誌・地誌のもつ権力性に疑義を投げかけた。表象の権力性に対する応答の一類型として「ネイティブ人類学」や「ホーム人類学」が提唱され、近年では公共社会学やパブリック・ヒストリーといった活動も盛んである。仮に漢文地方志やその他の「漢文」著述を行った台湾人名望家たちに、自らの記述行為を「公共」に即したものと問うことができたなら、おそらく彼らはイエスと答えたことであろう。彼らは自らの著述が、広く「風俗」改良に資するものだとの意識をもっていたからだ。何より彼らはネイティブの記述者 (native ethnographer) には違いない。だが、これら植民地台湾初期の著述を現代の「公共」「パブリック」を冠した諸学の営みと同一視するのには多くの人が抵抗を持つであろう。本論で引用した諸資料の著者たちのほとんどは、いわゆる大思想家や大政治家ではない。彼らは平凡な「ふつうの」人々である。しかし同時に、大衆・人民・庶民でもない社会的エリートたちであっ

¹⁰⁹ 統治初期には李春生のように英学的基盤をもった知識人的名望家たちもおり、彼らは香港・厦門・上海等とも繋がっていた。

¹¹⁰ 辛亥革命に呼応した苗栗事件 (1913年)、宗教色の強い西來庵 (タバニー) 事件 (1915年) の失敗をもって漢人系の武装抵抗運動は見られなくなった。

た。社会的エリートであったがゆえに文字による記述・語りを残したが、平凡であるがゆえにその語る内容のほとんどは俗化された同時代のイデオロギーの模倣物でもあった。彼らが描いた「民」の声はもはや掘り出せない。

現代日本社会は、実に多くの記述に満ちている。多くの人が、つぶやきではない^{スクリプト}文章を記述することができる。「自分史」出版がビジネスとして成立するほどだ。けれども誰もが^{スクリプト}文章を（内容はともあれ）書けることは決して一般的なことではない。あるフィールドワークの一コマに、親しくお世話になっていた相手が、問わず語りに自身の来歴を語ってくれたことがあった。村のなかで行政相手にもろもろの申請書類を扱ってきた人であったから、何気なしに、自分史か小説にでもまとめるときっとよいものになるでしょう、と返した。それに返ってきた返事が、大学出でもなければ小説など書けるものではない、であったことはしっかりと覚えている¹¹¹。現代日本人が^{スクリプト}文章を抵抗なく書けるのは、大正から昭和中期にかけて長らく続けられてきた生活記録・生活綴方運動や、民俗学はじめ「郷土」諸学の成果である（桑山2008；駒込編2021）。1990年代から2000年代にかけて台湾で盛んになった地方史運動、民俗学的な模索、地域づくり（社区総体营造）運動などは、近代から現代にかけて、エリートが書き、非エリートは書かない、という構造をなんとか埋め合わせようとするものであった。「『彼ら』を語るができるか」との問いに意味がないわけではない。しかし『彼ら』当人が語りだし記しだすことをしてくれなければ、それはかつて「民」を描いた社会的エリートたちの内部の「風俗」改良の問答と同様な、当の主体を欠いた議論に終始してしまうだろう。記録・記述を担う諸学問の未来は、自らがなしてきた行いの過程そのものを、いかに社会へと広げていくかにある。

¹¹¹ もちろんこの言葉には、たとえ本人が望まざりとも「社会的エリート」と扱われうる筆者の経歴をふまえた含意もあったのかもしれない。だが筆者の祖父などは「尋常小学校卒」を日頃口にしながらも、文章を書くことに特段の抵抗を持っているわけではない。ゆえにこの言葉にあるような書くこと自体への抵抗感筆者にとり意外な反応であった。

参考文献

- 青柳篤恒 (1907) 『支那時文軌範』博文館
- 石原幸作 (1928) 『臺灣日日新報三十年史 (附臺灣の言論界)』臺灣日日新報社
- 王詩琅 (1978) 『殖境地體制下的臺灣』臺灣風物雜誌社
- 王世慶 (1985) 「日據時期臺灣官撰地方史志的探討」『漢學研究』3 (2)
- 王德恒 (1997) 『中国方志学』大象出版社
- 岡本真希子 (2012) 「植境地地方行政の開始と台湾人名望家層——統治体制転換期の台南地域社会」『社会科学』41 (4)
- 沖田哲也 (1984) 「台湾における地方制度の沿革——日領期軍・民政と地方制度」『政経論叢』53 (2) および 53 (3)
- 小熊英二 (1998) 『〈日本人〉の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植境地支配から復帰運動まで』新曜社
- 顔清梅 (2003) 「日治初期臺灣鄉鎮志纂修之研究——以「苑裡志」為例」『臺灣文獻』54 (1)
- 許時嘉 (2014) 『明治日本の文明言説とその変容』日本経済評論社
- 桑山敬巳 (2008) 『ネイティブの人類学と民俗学——知の世界システムと日本』弘文堂
- 栗原純 (1998) 「台湾総督府による官営移民事業について」神奈川大学中国語学科篇『中国民衆史への視座——新シノロジー・歴史篇』東方書店
- 呉豪人 (2019) 『殖地地的法學者：「現代」樂園的漫遊者群像』國立臺灣大學出版中心
- 呉密察 (1997) 「「歴史」的出現」黄富三ほか主編『臺灣史研究一百年：回顧與研究』中央研究院臺灣史研究所籌備處
- 洪燕梅 (2011) 「苑裡志 點校説明」『新竹縣制度考・安平縣雜記・苑裡志・嘉義管内采訪冊』國立臺灣歷史博物館
- 洪健栄 (2020) 『清代臺灣方志の知識學』五南圖書出版
- 黄美娥 (2007) 『古典臺灣：文學史・詩社・作家論』國立編譯館
- 江丙坤 (1974) 『台湾地租改正の研究——日本領有初期土地調査事業の本質』東京大学出版会
- 小島毅 (1996) 『中国近世における礼の言説』東京大学出版会
- 駒込武編 (2020) 『生活綴方で編む「戦後史」——〈冷戦〉と〈越境〉の1950年代』岩波書店
- 齋藤希史 (2007) 『漢文脈と近代日本——もう一つのことばの世界』日本放送出版協会
- (2009) 「〈同文〉のポリティクス」『文学』10 (6)
- 佐藤正広 (2012) 『帝国日本と統計調査——統治初期台湾の専門家集団』岩波書店
- 周憲文 (1959) 「弁言」『臺灣文獻叢刊 48 苑裏志』臺灣省文獻委員會

- 戴炎輝 (1979) 『清代臺灣之鄉治』 聯經出版事業公司
- 大路会 (1930) 『大路水野遵先生』 大路会事務所
- 臺灣総督府 (1916) 『臺灣列紳傳』 臺灣総督府
- 陳偉智・許博凱 (2011) 「樹杞林志 點校説明」 『新竹縣志初稿・樹杞林志』 國立臺灣歷史博物館
- 陳捷先 (1996) 『清代臺灣方志研究』 臺灣學生書局
- 陳培豊 (2001) 『「同化」の同床異夢——日本統治下台湾の国語教育史再考』 三元社
- (2012) 『日本統治と植民地漢文——台湾における漢文の境界と想像』 三元社
- 鶴見祐輔 (1937a) 『後藤新平』 第1巻、後藤新平伯傳記編纂會
- (1937b) 『後藤新平』 第2巻、後藤新平伯傳記編纂會
- 富田哲 (2011) 「統治の障害としての「通訳」——日本統治初期台湾総督府「通訳」に対する批判」 『淡江日本論叢』 23
- 新田龍希 (2020) 「政治構造——清朝から台湾総督府へ、国家・社会関係の転換」 若林正丈・家永真幸編 『台湾研究入門』 東京大学出版会
- 長谷川典夫 (1994) 『地誌学研究——地誌作成法とその実例』 大明堂
- 春山明哲 (2008) 『近代日本と台湾——霧社事件・植民地統治政策の研究』 藤原書店
- 濱島敦俊 (2019) 「明末清初の湖州方志二種」 『東洋文庫書報』 50
- 福澤諭吉 (1895=1961) 「臺灣永遠の方針」 (『時事新報』 1895年8月11日) 『福澤諭吉全集』 15、岩波書店
- 峰岸明 (1986) 『変体漢文』 東京堂出版
- 森正夫 (1999) 「清代江南デルタの郷鎮志と地域社会」 『東洋史研究』 58 (2)
- 山本英史 (1998) 「中国の地方志と民衆史」 神奈川大学中国語学科編 『中国民衆史への視座——新シノロジー・歴史篇』 東方書店
- 楊承淑編 (2015) 『日本統治期台湾における訳者及び「翻訳」活動——植民地統治と言語文化の錯綜関係』 國立台灣大學出版中心
- 李宗翰 (2015) 「清代地方志の知識性質——以光緒《金門志》為例」 『漢學研究』 33 (3)
- 林真 (1960) 「弁言」 『臺灣文獻叢刊 63 樹杞林志』 臺灣省文獻委員會
- Allee, MA. (1994) *Law and Local Society in Late Imperial China: Northern Taiwan in the Nineteenth Century*. Stanford, Calif.: Stanford University Press.
- Clifford, J. & Marcus, GE. Eds. (1986) *Writing Culture: The Poetics and Politics of Ethnography*. Berkeley: University of California Press
- Esherick, JW. & Rankin, MB, (1990) Introduction. In: JW, Esherick, & MB, Rankin. (Eds.) *Chinese Local Elites and Patterns of Dominance*. Berkeley and Los Angeles, California: University of California Press.
- Rohl, DJ. (2011) Chorography: History, Theory and Potential for Archaeological Research. In: MM, Duggan et al. (Eds.) *Proceedings of the Twenty-First*

- Annual Theoretical Roman Archaeology Conference*. Oxford : Oxbow Books.
- Teng, EM. (2004) *Taiwan's Imagined Geography: Chinese Colonial Travel Writing and Pictures, 1683-1895*. Cambridge, Mass. : Harvard University Asia Center.

あとがき

まこと有難いご縁をもって、この度ささやかな単著をブックレットとして刊行させていただけることとなりました。東京大学東アジア藝文書院の先生方、ならびにご支援を頂戴いたしておりますダイキン工業株式会社の皆様に深く御礼を申し上げます。とりわけ東洋文化研究所の田中有紀先生には、ご着任以来、本ブックレットの企画のみならず厚い学恩を賜り、感謝の念に堪えません。また執筆に際し、淡江大学の富田哲先生にはアクセスの難しい参考資料のご提供を頂きました。もとよりこれらのご恩は一朝一夕に報じうるものではありませんが、時をかけ少しずつお返しして参りたく存じております。

本文の最後にも記しました通り、私は平生フィールドワークに基いた社会学的研究、とくに台湾・中国における農村社会学的な研究を専門としております。実を申しますと濃厚な「歴史色」をもつ本ブックレットは、10年越しのささやかな原点回帰でもありました。私のこの「歴史色」は、ひとえに今は泉下におられる東京大学の並木頼寿先生に賜ったものです。漢字崩し字の読解も、元はといえば先生ご主催の読書会に経験を積ませていただいた技術でした。まさか10年以上の時を経て、再度このスキルを用いようとは想像もしておりませんでした。様々な事々は、みなこれまで私がお世話になりました方々の遠いお導きによるものと信じております。

最後に、本ブックレット掲載の議論の一部は、拙稿 前野清太郎（2021）「植民地台湾における統治／被統治と複数の「漢文」問題——初期慣行調査からの考察」『実践國文學』第100号を参照しております。なにとぞ本ブックレットと併せご参考にしていただけましたら幸いです。

著者紹介

前野清太郎 (MAENO Seitaro)

上智大学基盤教育センター特任助教（現職）。専門は社会史・農村社会学。既刊論文に「災害「のあとの」歴史——現代台湾の地域的記憶と歴史記述」（野家啓一ほか『感染症——歴史と物語とのほざまで』東京大学東アジア藝文書院、2021年）、「The Reproduction and Inter-Generational Aspects of Jia : Case Studies from a Hoklo Village in Southwestern Taiwan”. *Taiwan Journal of Anthropology*, 17(1), 2019. また訳書に夏曉鵬著『「外国人嫁」の台湾——グローバリゼーションに向き合う女性と男性』（東方書店、2018年）など。

EAA NOZOMI Collection No.1

初期植民地台湾における「漢文」と統治

著者 前野清太郎

発行日 2022年8月20日

発行者 東京大学東アジア藝文書院

製作協力 一般財団法人東京大学出版会

デザイン 株式会社 designfolio / 佐々木由美

印刷・製本 株式会社真興社

© 2022 East Asian Academy for New Liberal Arts,
the University of Tokyo

知 EAA NOZOMI Collection No.1

前野清太朗

初期植民地台湾における「漢文」と統治



EAA
EAST ASIAN ACADEMY
FOR NEW LIBERAL ARTS



East Asian Academy for New Liberal Arts, the University of Tokyo (EAA)
ISSN 2758-2353

